



平成 28 年度

# つながり応援センターよろず 生活困窮者自立支援事業年次レポート



## ごあいさつ

「平成 28 年度つながり応援センターよろず 生活困窮者自立支援事業年次レポート」は、生活困窮者自立支援法に基づき、高島市と高島市社会福祉協議会により開設された「生活困窮者自立支援機関 つながり応援センターよろず」の 2 年目の取り組みを振り返り、その成果と課題をまとめたものです。

平成 28 年度は、これまでの試行錯誤を糧として、相談の受け止めや支援の質の向上を目指すなか、相談支援の実績が大きく向上した 1 年でした。

そして、相談から蓄積された地域課題を関係者と共有し、必要な取り組みを推進する場の設置を進め、様々な取り組みや資源が生まれはじめた 1 年でもありました。

特に、今年度より受託した「高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業」では、困窮する子育て世帯に対する支援の場づくりに取り組み、様々な関係機関の協力を得て、子どもの居場所づくりを進めることができました。

また、市内の社会福祉法人により「就労準備支援事業」がスタートし、段階に応じた支援の場の提供から就労支援が前に進み始めました。

これらの取り組みが、よろず運営委員会や各部会ならびに高島市の庁内連携会議など、官民の幅広い関係者の参画により、市全体の取り組みとして進められたことに非常に大きな意味や広がりがあると感じています。

これらのネットワークが更に多くの皆様のご理解とご参加のもと、より大きくあたたかく包み込む仕組みとして構築され、困窮者支援の取り組みが地域全体に広がっていくことが大切であると考えています。

最後になりましたが、つながり応援センターよろず運営委員会の運営委員長にご就任いただいております、神戸学院大学教授の藤井博志先生には、様々な示唆をお与えいただき、高島市の地域福祉の推進に一方ならぬご支援をいただいておりますことに、紙面を借りて厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 高島市社会福祉協議会  
会 長 古川 進

# 平成28年度 つながり応援センターよろず 年次レポート

## 目次

1. 平成28年度の総括	1
つながり応援センターよろず運営委員会 委員長 藤井博志 (神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授)	
2. 相談支援のための体制	4
① 自立相談支援センターの運営体制	
② 平成28年度の人員体制	
③ 支援に係る会議・ミーティング	
朝タミーティング／個別アセスメント会議／定例ミーティング／支援調整会議／ その他	
3. 相談と支援の実績	6
○ 就労支援実績	9
○ 家計相談支援実績	12
○ その他支援・事業	14
○ 相談内容と対応の分析	16
○ 典型事例とそこに見える課題	21
事例1 就労が定着しない方の支援 事例2 高齢夫婦の家計管理の課題 事例3 認知症のある父親と同居するアルコール依存のある息子の支援	
4. 事業推進や開発的な取り組みの実績	27
(1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績	27
① 事務局会議	
② 運営委員会	
③ 庁内連携会議	
(2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績	29
○ 子どもの支援に関する事業	29
① 高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業	
② 子どもの貧困対策部会	
○ 就労支援に関する事業	31
① 就労準備支援事業	
② 就労支援機関連絡会	

○ 生活支援に関する事業	33
① 住民確保検討プロジェクト会議	
② 緊急支援物資による支援検討プロジェクト	
○ 相談を進めるネットワークづくりに関する事業	35
① 相談窓口職員連絡会	
<b>5. 私たちも取り組んでいます</b>	<b>37</b>
○ 社会福祉法人 光養会の取り組み	
○ 社会福祉法人 虹の会の取り組み	
○ NPO 法人 元気な仲間の取り組み	
<b>6. その他関連事業の実施実績</b>	<b>41</b>

**【巻末資料】**

・ 高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱	43
・ 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱	47
・ 高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業実施要領	50
・ 子どもの貧困対策部会開催要項	54
・ 高島市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領	57
・ 就労支援機関連絡会開催要項	59
・ 住宅確保検討プロジェクト会議開催要領	61
・ 相談窓口職員連絡会開催要項	63

自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」について

「つながり応援センターよろず」は、高島市と社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下、「高島市社協」とする）が共同で設置する自立相談支援機関です。

高島市から高島市社協が受託している「自立相談支援事業」「家計相談支援事業」「被保護者就労支援事業（の一部）」「高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業」を行う相談支援センターとして、文中で「よろず」と略して表記する場合があります。

生活困窮者自立支援制度における必須事業「住宅確保給付金」については高島市が直営で執行しています。

# 1. 平成 28 年度の総括

～つながり応援センター2年目の到達点～

「高島市モデル」＝「官民協働によるネットワーク開発型の総合相談支援事業」 - これが生生活困窮者自立支援事業を地域福祉として構築してきた高島市のコンセプトである。

本レポートは、つながり応援センター2年目の報告であるが、社協での研究会、市のモデル事業を合わせると4年間の高島市モデルの到達点の報告である。

## 【本事業の到達点】

### 1. 生活困窮者支援の枠組み形成

#### 1) 「居場所」「就労体験」「就労準備」の連続性

本年度の到達点は「図表 3-3 よろずにおける就労支援フロー図」(P10) にあらわされる。「居場所」⇒「就労体験」⇒「就労準備」の各段階の要素が、本人の状況の段階に合わせて対応できる基本的な枠組みが整いつつある。本事業はその発足当初から、すぐに就労に結びつくのではなく、社会とかかわる(居場所)なかで自己肯定感を醸成しつつ、丁寧な就労準備への支援がなされる重要性を指摘してきた。2年目にしてその基盤が形成されてきたといえる。

#### 2) 伴走型支援 - 家計管理支援の充実

本事業の具体的な支援においては、家計管理支援をともなった伴走型支援のノウハウが構築されつつあることも大きい。生活困窮者自立相談支援が可能にした、従来の相談では対応できないケースへの自立相談支援とは「伴走型支援」に他ならない。これは、家計管理支援を中心に、自立相談支援、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金等の支援と合わせた、本事業の相談支援の方法である。

#### 3) 権利擁護支援

本レポートでは取り扱っていないが、生活困窮者支援はそのケースの現状を見ても、相談支援のベースとして、成年後見支援・意思表示支援、また、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金を含む権利擁護支援の基盤が求められる。

### 2. 相談実績 - 7つの相談内容の傾向

モデル実施から始まった相談支援の2年半の254ケースに関して、その問題傾向を7つの領域に分類した(P16)。多重債務と家計管理、稼働年齢層の引きこもり、高齢者の貧困、家族支援、それらの問題の背景としての障害への対応、住宅の確保、生活保護との連携というキーワードが浮かび上がった。今後、これらをターゲットにした早期発見、早期対応の関係機関・団体の連携と支援の出口づくりをより明確にしていくための取り組みが必要である。

## 【生活困窮を軸にした総合相談支援体制へ】

この間、国は生活困窮者自立相談支援を軸にした全世代対応型の総合相談支援体制づくりを提案している。それは高島市がこの4年間に取り組んできたことに他ならない。

### 1) 「我が事丸ごと」の施策—生活困窮施策を軸にした自治体の総合相談支援体制構築

国は生活困窮者自立支援事業を軸として、これに地域包括ケアの取り組みを合わせて、「我が事丸ごと：地域共生社会」の推進を強力に進めようとしている。このうち、「丸ごと」とは全世代対応型の地域包括支援体制づくりであり、その中核として地域社会と連携した総合相談支援体制づくりがある。

その内、生活困窮者自立相談支援事業が提起している課題は、「全世代型対応」＝「行政庁内の横ぐし対応」である。全国の自治体の傾向をみても、この2年間に本事業に真剣に取り組んでいる自治体との問題意識の差は歴然としている。

一方、地域包括ケアは、要介護高齢者問題という全住民に直接かかわることからの地域社会への波及性や、「日常生活圏域」という小地域指向の支援体制の枠組み、および予防概念において地域包括支援体制づくりに影響をあたえている。これも自治体の成熟度により差が生じている。

### 2) 予防戦略から積極的投資戦略と地域福祉計画・地域福祉推進計画の充実

地域包括ケア体制整備から生活困窮者自立支援事業を重視するうえでの戦略の転換の一つは、社会福祉における「予防戦略」から「積極的投資戦略」への転換であろう。地域包括ケアは要介護という誰しもが通る人生の道筋に対する健康寿命の延伸施策にとどまる。しかし、生活困窮においては、その積極的対策が本人・家族の社会参加や納税者として転換を図るという積極的な視点が明確である。それは同時に社会的孤立への予防施策も含むことになる。

また、1)で述べた生活困窮者自立支援事業と地域包括ケア施策の両者をつなぐコンセプトは地域福祉である。この両者の施策の共通項は「地域づくり」であるが、その背景となる問題は「社会的孤立」である。その意味では、生活問題の発生と問題解決の場である地域を強化する地域福祉推進の一環として、地域包括支援体制やその総合相談事業が、行政だけでなく、地域住民やNPO、その他の民間の関係機関・団体と合わせて進められることが望ましい。その観点から、地域福祉計画・地域福祉推進計画の見直し、強化が求めよう。

### 3) 「高島モデル—官民協働のネットワーク型開発モデル」のさらなる発展を！

今後、高齢化、人口減少、過疎化という3つの課題が進行する中での市民生活の維持とそれに対応する地域づくりには、その生活の根底の問題に対応する本事業を地域福祉推進として発展させる必要がある。この場合、本事業が目指してきた官民協働のネットワーク型開発モデルの発展が必要である。すなわち、行政の基本的責任の基盤の上に、行政と多様な民間の「協議」の場を中心としたネットワークによる参加のなかで、市民生活に必要なものを生み出していくという開発モデルである。とくに、社会福祉における相談支援事業は生活の場である「地域」の耕しと、解決手段としての社会資源の開発がなければ支援が成立しない。

最後に、本年度の総括として、この官民協働のネットワーク型開発モデルとしての生活困窮者

自立相談支援事業を進める以下の 4 つのネットワークのさらなる充実への努力を確認して本年度の総括としておきたい。

① 行政庁内の総合化

- ・ 権限行政から生活行政へ—市民の生活の全体性に合わせる
- ・ 「できることの可能性」を探る庁内会議の運営充実

② 社協や民間団体による開発的な市民・民間の各種のネットワークの形成

- ・ 地域は相談支援の入り口であり出口である
- ・ よろず運営委員会／見守りネットワーク、セーフティネット連絡会／専門機関間連絡会など

③ 社協内の総合化

- ・ 開発的な市民・民間の各種のネットワーク（協議テーブル）を組織化・運営するための住民主体の組織としての社協の総合化

④ 開発・創造のための「課題化」指向の「よろず」の官民協働事務局運営体制の充実

高島市生活困窮者自立支援機関「つながり応援センターよろず」  
運営委員会 委員長 藤井博志

## 2. 相談支援のための体制

### ① 自立相談支援センターの運営体制

よろずは、高島市と高島市社協の協働で設置しており、共同事務局としてセンター運営全般を行っています。

### ② 平成 28 年度の人員体制

よろずの平成 28 年度人員体制は以下のとおりです。

- ・センター長 1 名
- ・主任相談支援員 1 名
- ・相談支援員 2 名（1 名は市社会福祉課職員）
- ・就労支援員 1 名
- ・家計相談支援員 1 名
- ・子どものあしたコーディネーター 1 名

### ③ 支援に係る会議・ミーティング

#### ○ 朝夕ミーティング

個々の相談員の支援状況が都度共有されるよう、「朝夕ミーティング」を実施しています。今年度は、計 47 回のミーティングを開催しました。

実施に時間と労力を割くことの無い様、週 2 回 30 分程度の時間でケースの支援状況について共有を図り、特に困難な状況が生じているケースは個別アセスメント会議の開催につなげるなど、支援状況の共有と対応を図っています。

#### ○ 個別アセスメント会議

よろずに寄せられる相談は、複雑かつ困難な内容も多いことから、初期相談への対応には相談員 2 名体制で行なうことにしています。

これは、複数の相談員の視点から見立てを行なうことで、より精度の高い課題把握や状況分析をするためですが、それでもアセスメントが難しいようなケースについては、随時「個別アセスメント会議」を開催しています。

会議は、全相談員と管理職、必要に応じて関係機関職員や関係者にも参加を呼びかけ実施しています。

今年度は計 12 回個別アセスメント会議を開催し、状況や課題分析と必要な支援についての協議と検討を行ないました。

### ○ 定例ミーティング

各ケースへの支援の適正化と事業の進行管理を行なう場として、月2回「定例ミーティング」を開催しており、今年度は計23回実施しました。

ここでは、支援プランの状況確認や進行管理だけではなく、同意前のケースや支援中断のケースについても適切な支援が実施できているか確認を行なっています。

### ○ 支援調整会議

支援調整会議は、基本的に定例ミーティング開催時に合わせて実施するようにしていますが、参加者やタイミングにより随時の開催も行っています。

各相談員は、定期的に行われる定例ミーティングに向け支援プランの作成準備を進めるなど、スケジュールの目途を設けることに活用しており、プラン作成が進む要因の一つにもなっています。

### ○ その他 相談で使える制度・サービス情報の蓄積

よろずで対応する問題は、福祉、医療、法律、その他多岐に渡るため、必要とされる情報や知識もこれに合わせ幅広いものになります。

これら支援に必要となる情報や知識を、一相談員の経験に頼るのではなく、いかに組織として蓄積し個々の相談員の支援に役立てるかが課題としてありました。

このことから、今年度より下図のようなフォームを作成し、個々の相談の中で得た情報を蓄積し、全体のものとして積み上げていく取り組みを始めています。

(図表 2-1 相談で使える制度・サービス蓄積表のフォーム)

ケース概要	利用者名	年代	同居者有無	課題カテゴリー	課題	つなぎ先	制度サービス	利用の効果

### 3. 相談と支援の実績

#### 【新規相談受付件数はやや減少したものの、全国平均値は上回る】

今年度の新規相談受付件数は109件となり、昨年度の125件から減少しました。

新規相談受付件数月平均値は9件となり、全国目標値月11件をやや下回る結果となりました。

ただし、実績値では、全国の月平均値7件ならびに滋賀県の月平均値6件を上回る結果となりました。(実績値は、厚生労働省統計平成29年2月分までから算出)

#### 【よろずが主になり相談支援を継続するケースが増加した】

対応が、「情報提供のみで終了」の割合は、昨年度56% (42件) から今年度19% (19件) へと大幅に減少しており、情報提供や助言のみでは解決せず、何らかの継続的な支援を必要とする相談が増加しました。

また、「他機関へのつなぎで終了」になる割合は、昨年度40% (30件) から今年度23% (23件) へと減少しており、よろずが主になり関わりを続ける割合が増加しました。

「プラン策定前支援終了件数」の割合も、昨年度60% (75件) から今年度44% (44件) へと減少しており、継続支援しプラン作成まで至る割合が増加しています。

このため「支援継続中ケース数」は、昨年度3月の33件から、今年度3月では52件まで増加しています。

#### 【プラン作成件数増加の要因は、家計相談支援の充実と就労準備支援事業の立ち上げ】

プラン作成件数は、昨年度26件から今年度40件へと増加しました。

月平均では3.3件となり、全国ならびに滋賀県の平均値を上回りました。

件数増加は、「家計支援プラン作成件数」と「就労準備支援事業の利用にかかるプラン作成件数」に見られます。

「家計支援プラン作成件数」は、昨年度11件から今年度26件へと大幅に増加しました。

また、「就労準備支援事業の利用にかかるプラン作成件数」については、昨年度0件から今年度6件へと増加しました。

これらの要因には、継続した関わりを続ける中でプラン作成まで進んだことや、新規事業の立ち上げによりプラン作成まで支援が進むようになったことが挙げられます。

なお、「自立相談支援事業による就労支援プランの作成件数」については、今年度は昨年度とほぼ横ばいの15件でした。

#### <成果>

相談総数が積みあがり様々な相談を受け付ける中、センターに支援のノウハウや知識が少しずつ蓄積されたことで、相談員の対応力も向上し対応の幅も広がりました。

昨年度と相談体制は同じでも、センターとして相談をより広く深く受け止められる様になり、支援の継続性も向上し、継続ケース数やプラン作成数の増加へとつながりました。

## <課題>

支援終了ケースの振り返りや分析、支援終了者へのフォローアップが十分に実施できていません。特に、連絡が取れなくなり支援が中断した方や、根本的な状況改善に至らないまま支援が終了した方について、支援経過を丁寧に見直し、支援が継続しなかった課題を把握していく必要があります。

そうした作業の中から、本センターの受け止めの強い部分と弱い部分の傾向分析を行い、必要な対策を講じ、相談支援センターとして更なる向上を図る必要があります。

(図表 3-1 平成 28 年月別相談受付件数等一覧)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	
①	新規相談受付件数(本人同意なしを含む)	9	7	8	8	9	9	9	12	16	6	7	9	109	
	新規相談申込件数(本人同意ありのみ)	7	4	1	4	5	7	5	3	4	1	3	4	48	
②	プラン策定前支援終了件数 (初回スクリーニング時)	4	2	4	6	1	4	3	3	12	1	4	0	44	
	うち	情報提供のみで終了	0	0	2	1	0	2	1	2	8	0	3	0	19
		他機関へのつなぎで終了	2	2	2	5	1	2	2	1	4	1	1	0	23
		スクリーニング判断前に中断・終了	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
③	支援決定・確認件数(再プランを含む)	6	5	3	2	1	3	10	3	2	2	0	3	40	
	うち	支援決定あり	4	3	3	2	1	3	5	3	2	2	0	3	31
		プラン期間中の一般就労を目標にしている	2	1	0	0	0	1	7	0	1	1	0	0	13
	事業に 等利 づく	住居確保給付金	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		家計相談支援事業	4	1	3	1	1	3	4	3	1	2	0	3	26
		就労準備支援事業	0	2	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	6
		認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	自立相談支援事業による就労支援	3	2	1	1	0	0	6	0	0	2	0	0	15
		生活福祉資金による貸付	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	3
生活保護受給者等就労自立促進事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④	評価実施件数(再プランを含む)	5	3	2	3	1	5	2	1	1	0	4	2	29	
	評価 結果	終結	2	2	1	2	0	4	1	0	1	0	4	1	18
		再プランして継続	3	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	1	9
		中断	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	見 変 ら れ た	変化あり	5	3	1	3	1	5	1	1	1	0	4	2	27
		変化なし	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
	うち	評価実施件数中、一般就労を目標	4	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1	0	9
一般就労開始を達成		2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	
⑤	支援継続中ケース数	37	37	37	38	42	45	48	50	53	54	50	52	-	

<表の読み方> ※表の左端の番号から項目の意味合いを説明。

- ①新規相談件数と利用申込された件数。
- ②相談件数の内、プラン作成に至らなかった件数と、その内訳。
- ③支援調整会議が開催されプラン内容の「決定」や「確認」がされた件数と決定の内訳。なお、「支援決定」とは法に基づく事業等の利用がされた場合に使用し、それらによらない支援の場合には「確認」を使用する。
- ④作成したプランの終了期間が迫り、プランの評価の評価がされた件数と、その結果の内訳。
- ⑤プラン作成の如何に関わらず、「同意を得るための支援」等も含めて支援が継続されているケース数。

(図表 3-2 全国実績値との比較)

	新規相談受付件数			プラン作成件数			就労支援対象者数		
	全国	滋賀	本市	全国	滋賀	本市	全国	滋賀	本市
4月	7.0	8.2	9	2.0	3.2	6	1.0	1.5	3
5月	7.3	6.6	7	2.1	2.4	5	1.0	1.6	2
6月	7.6	6.6	8	2.2	2.8	3	1.1	1.3	1
7月	7.2	5.6	8	2.2	2.7	2	1.1	1.3	1
8月	7.3	6.3	9	2.3	2.1	1	1.1	1.3	0
9月	7.5	6.1	9	2.2	2.9	3	1.1	1.3	0
10月	7.0	6.7	9	2.2	3.8	10	1.0	2.2	6
11月	6.8	4.8	12	2.2	2.3	3	1.1	1.6	0
12月	5.9	4.3	16	2.0	1.6	2	1.0	1.0	0
1月	7.0	4.7	6	2.1	1.7	2	1.0	1.0	2
2月	7.0	5.6	7	2.1	2.2	0	1.0	1.4	0
合計	77.6	65.5	100	23.6	27.7	37	11.5	15.5	15
平均	7.1	6.0	9.1	2.1	2.5	3.4	1.0	1.4	1.4

※全国値については厚労省が「生活困窮者自立支援制度における支援状況調査 集計結果」にて10万人相当で発表しているものを、本市の人口規模に照らし5万人相当で割りなおした数値を記載しています。

また、平成28年度の国の月目安値は、新規相談受付11件、プラン作成件数5.5件、就労支援プラン作成件数3.5件となっています。)

## ○ 就労支援実績

### 【支援により就労者や増収者が増加】

今年度の就労支援実績として、一般就労を開始された方が 13 名、期間や時間限定のアルバイトを開始された方が 14 名あり、計 27 名の方に増収が見られました。

一般就労で正規雇用の方が 4 名あり、平均で月 17 万円の収入が得られるようになりました。一方、非正規雇用の方が 9 名あり、平均で月 7 万円の増収がありました。

なお、アルバイトを開始された方については、就労体験が乏しく就労に向けた準備が必要な若者層がチャレンジの場として始められたパターンと、多重債務等がある中高年層が収入を増やすためにダブルワークをはじめられたパターンが見られました。

### 【ステップアップのための資源ができ、新たな支援の流れが生まれた】

昨年度の課題として、“自身で求人を見つけて来られるなど、あと一歩背中を押すことで就労に結びつく層の方”については、ハローワークへの同行支援等により就労が進みましたが、それ以上の支援を必要とされる方については、有効な支援が展開できていませんでした。

その課題に対し、今年度「就労準備支援事業」や「体験就労の場」など、段階に応じた支援のための資源が市内に生まれ、状況が大きく改善されました。

生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」は、社会福祉法人虹の会が受託され、就労までの準備や体験を必要とする方の受入れが進みました。

また、滋賀の縁創造実践センターの実践に基づく「体験就労の場（傍楽体験）」も、同法人が立ち上げられ、半日や 1 日気軽に仕事を体験できる場として、きっかけを必要とする方の受皿ができました。

これに、昨年度から実施されている小規模多機能施設の空きスペースを活用した「若者の居場所」を加え、段階的な支援を必要とされる方の受皿として下図②・③・⑤のような流れができました。

### 【多様な受け止めの場による段階的な支援で進み出した就労】

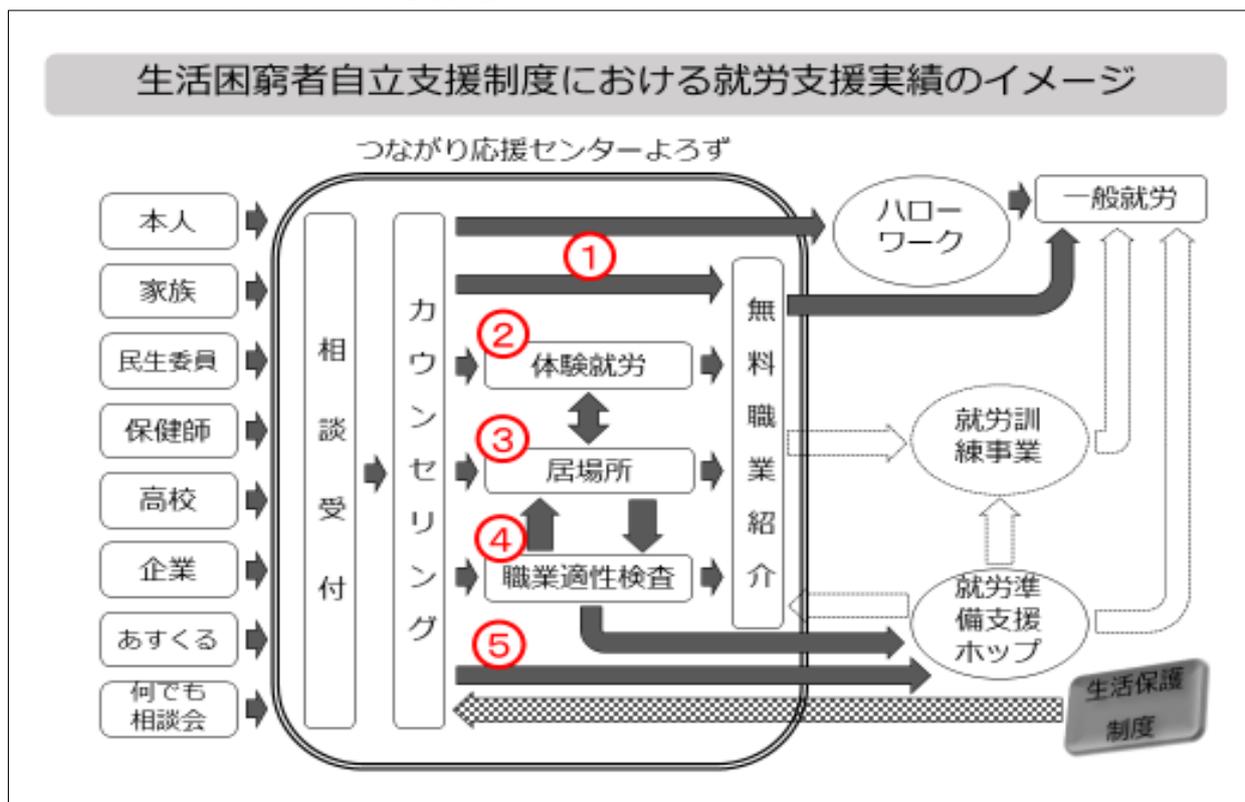
多様な受け止めの場が少しずつ地域に生み出される中、「若者の居場所」を利用されていた方の内、3 名の方がアルバイト等の就労をはじめられました。

また、就労準備支援事業の利用から、体験就労やアルバイトへのチャレンジが進んだ方もいます。

このように、現状のニーズに応じ、段階的な支援を実施できる出口資源が整備されることにより、支援が進むケースが増えることが実証されました。

これら新たな資源を生み出す取り組みは、次年度以降も重点的に力を入れていくべきであり、特に更なるステップアップの場として就労訓練事業や中間就労の場づくりを進めていく必要があります。

(図表 3-3 よろずにおける就労支援のフロー図)



※ フロー図の内、「就労訓練事業」については、未整備で本市ではまだ実施がない。

※ フロー図①～⑤の対象

- ① 自らハローワークで相談ができ、就労支援員による同行支援や相談で就労できる方。
- ② これまで就労経験も乏しく、まずはきっかけとして就労の体験をしてみる必要のある方。
- ③ 就労による社会参加ができておらず、孤立気味になり行く場所や居場所が必要な方。
- ④ 自らの適性や強み弱みについて自己理解を進める必要のある方。
- ⑤ 自己理解を進めるとともに、生活習慣や就労訓練など働くための準備が必要な方。

### 【フロー図の対象者像から考える必要な支援】

上記フローは、よろずの就労支援における支援の流れを図に表したものです。

この内、①については、リストラや勤め先の倒産などで失業した方や、病気や怪我により失業した方、転職により収入を増加させる必要から求職をされている方など、比較的就労経験も豊富な40代や50代の方が多く、ハローワークへの同行や求人情報の提供など、少しの支援で自ら進んでいける方の支援の流れになります。

一方で、流れの②・③・④については、高校卒業後に就職活動をするものの就職ができない、または就職はできたものの人間関係や職場の環境に馴染めず、短期間で転職を繰り返し、挫折体験から引きこもりがちになった20代や30代の若い層の方が多くを占めます。

これらの方については、本人の状況に応じて、まずは社会や支援者との接点を作っていくため③の居場所の利用にはじまり、支援の経過の中で自己理解や職業適性の把握のために、②の体験

就労や、④の職業適性検査を実施します。

その中で、更に就労に向け継続した支援を必要とされる方については、⑤の就労準備支援事業の利用につなげることになります。

また、先に⑤の就労準備支援事業を利用する中で、②の体験就労や④の職業適性検査の実施を行う場合もあります。

なお、⑤の就労準備支援事業の利用につながる方の中には、先の20代や30代の例だけではなく、これまで職場を転々とし就労は継続されてきたものの、いずれの職場でも作業能力の低さや理解力の弱さを指摘され解雇されるなど、ご自身でも就労の継続に難しさを感じながら今日に至った40代や50代の方もおられます。

そのため、⑤の就労準備支援事業には、それら就労の継続を困難にしている背景要因の把握などを目的として、利用につながる場合もあります。

## <課題>

就労支援に関する成果はこれまでに記した通りですが、今年度の取り組みが進む中で、新たな「入口の課題」と「出口の課題」が見つかり始めています。

まず、「入口の課題」として、支援が必要な方の掘り起しの必要性が挙げられます。

あすくる高島等の相談の中で、以前から継続して支援をされてきた引きこもりがちの方や就労が上手くいかない若者の内、機が熟しつつある方については、よろずにつながり就労準備支援事業を利用されるなど就労に向けた支援が進みはじめました。

しかし、これらの方々が支援につながった後、次の就労支援の対象者が中々つながってこないという現状があります。

このことについて、改めて引きこもりがちで支援を必要としている方の掘り起しを進めるため、これまではつながりの薄い相談機関や教育関係機関等との連携の模索など、新たなアプローチを始める必要があります。

また、「出口の課題」として、今年度立ち上げられた就労準備支援事業は、利用期間が1年と定められており、今年度利用を開始された方も次年度には事業の利用を終了されることになります。

しかし、これまで長く引きこもりがち生活を送られてきた方などにとって、目標とされている一般就労に至るには、1年という準備期間では短く十分ではない方がほとんどです。

そのため、就労準備支援事業により進められた支援を継続していく受け皿の確保や、一般就労以外の出口としての「中間的就労」や「就労訓練」の場の創出などの資源開発を進めなければならず、引き続き就労の課題として関係機関と共有し取り組みに向けた協議を進めていく必要があります。

## ○ 家計相談支援実績

今年度の家計相談支援実績は、先に紹介したようにプラン作成件数が昨年度から大幅に増加したことがあげられますが、ここでは「月収支の改善額」、「滞納等に対する支払額」、「相談とつなぎ」の3つの視点から実績を紹介します。

### 【相談当初と比べ月収支が改善する方が増加している】

相談当初と比べ月毎の収支が改善した方が20名あり、月平均改善額は63,943円でした。

この内、月収支が赤字から黒字へと改善した方が4名あり、赤字ではあるものの赤字幅が縮小した方が13名ありました。

なお、赤字幅を縮小された方13名の月平均改善額は64,777円でした。

また、僅かながら黒字であった方で、相談により更に収支が改善された方が3名ありました。

### 【家計相談支援により、税や公共料金の滞納に対する支払が進んでいる】

相談当初に税や公共料金、家賃等の未払いによる滞納があり、相談の中で支払いに転じた方が9名ありました。

この内、滞納分について完済された方が4名あり、残る5名の方の支払い総額と合わせ計518,000円の滞納について支払いがされました。

内訳は、市税等税金の支払いが406,300円。水道使用料や家賃等の税金以外の支払いが111,700円でした。

### 【家計相談支援から、適切な相談につながるケースが多くある】

相談は債務整理を切り口としたものが最も多く、債務整理や貸付の利用のため、関係機関による相談へのつなぎや同行同席等の支援を必要とする相談が多くありました。

債務整理の相談も含め、家計相談支援から最も多くつないだのは、「生活福祉資金貸付」の相談で紹介と同席を併せて25件ありました。次いで、「保険年金課」への相談が13件、「納税課」への相談が12件、「弁護士」への債務整理の相談が10件あり、それぞれ紹介や相談への同行同席等の支援を行いました。

また、来訪者の受止めだけでなく、他機関からの相談や情報提供に基づき、家計相談支援員がアウトリーチしたケースが16件あり、いずれも継続した支援に繋がりました。

継続的な支援からプラン作成が進む一方、単発的な支援に終わる相談も多く、支援中断に至ったケースも9件ありました。特に相談者に改善の意欲が強く見られないケース等は継続的な支援につながりにくい傾向にあります。

## <成果>

家計相談支援員の継続支援により、上記のとおり収支改善や滞納の返済に至る成果が生まれています。

その背景には、家計相談支援員の粘り強い聞き取りと働きかけ、また支援に向けた準備があります。

相談者は多くの場合、困り感から窓口相談に来られますが、事態を正確に把握できておらず、深刻な問題にも関わらず短絡的に捉えられていることが多くあります。

これに対し、家計相談支援員は相談者と面会を重ねることにより、まずは相談者の意識を探り、次に相談者とともに様々な整理を行うことで問題を顕在化させ、相談者自身の理解が深まるよう働きかけます。その結果、相談者の意識が少しずつ変化することで状況の改善が図られます。

その過程で、相談者との支援関係を構築していくことが重要なポイントとなり、相談者にとって有益な制度やサービスの情報提供や、関係機関窓口での相談への同行など、相談者に寄り添いながら支援を進めることで関係性を構築しています。

そのために、常日頃から多様な分野の制度やサービスの情報を収集するとともに、関係機関とのネットワークを構築しており、それらの蓄積や準備が活かされ継続的支援につながり成果が生まれています。

## <課題>

相談者のうち課題整理を苦手としている方や、生活再建のための手立てをなかなか実践することができない方の背景には、精神状態の不安定さや理解力の弱さ、また依存症などの問題が隠れている場合があります。

このような場合、相談自体が成り立ちにくいことがあります。

精神状態の不安定さや依存症に関しては、相談者自身が必要性を認識しにくく自ら受診等につながっていないことや、自助グループや当事者組織等の資源も少ない状況にあり、相談者が安定した状態で安心して相談を続けられるよう、これらの支援や資源の充実が必要です。

また、世帯の構成員の複数が何らかの脆弱さを抱えているケースもあり、相談者に対する個別相談だけでは十分ではなく、世帯丸ごとの相談が必要となることが少なくありません。

しかし、世帯構成員それぞれの意見が分かれることや、個々の配慮すべき特性が異なり、相談員が単独で、または1相談支援機関だけでは対応が困難なことがあり、チーム作りとチームアプローチに取り組んでいく必要があります。

## ○その他支援・事業

---

### 【住宅確保給付金】

失業に伴い住居を喪失する可能性のある方が利用でき、今年度は利用を検討された方が1名ありましたが、再就職先が決まる中、直ぐ利用できる別の貸付を利用されることになり、本制度の利用には至りませんでした。

これで、本市では昨年度に引き続き本給付金の支給実績が全くなく、いくつかの原因が挙げられます。

その一つが、失業し短期での就労を目指すも難しい方が多く、たちまちは生活保護制度を利用することになるケースが多いことが挙げられます。

また、給付制度そのものに利用要件が多く、容易に活用ができないことなどが挙げられます。

今後も本制度を運用していきますが、上記のような要因から利用実績が上がらないことが予想されます。

### 【生活保護受給者に対する就労支援】

生活困窮者への就労支援のノウハウを活かし、生活保護受給者の就労支援を実施することについて、今年度は9名（前年度から継続支援2名、今年度に新規相談7名）の方について支援を実施しました。

よろず就労支援員による面談や助言、ハローワークへの同行支援などを実施し、5名の方が就労を開始され、2名の方が就労準備支援事業の利用を開始されました。

残る2名の方については、1名が職業訓練校への通学を開始され、1名は支援員が具体的な関わりを持つ前に就労を開始されました。

## <総括>

今年度の相談支援実績は、相談対応の中で経験が育まれたことと、情報の蓄積等により受け止めが向上した結果であり、その効果は特に家計相談支援において発揮されました。

これは、月日の経過と共に相談が積み重なっていく過程を経て得られたものと、センターとして支援の質を向上するために情報の蓄積等に意識して取り組んできたことの成果でもあります。

次年度は、支援継続ケースのみならず、支援終了ケースについても振り返りと分析を行うことにより、さらなるセンターの支援の質の向上を目指していく必要があります。

実績の要因として、もう一つは、生活困窮者自立支援法が掲げる「伴走型の支援」が機能したことが挙げられます。相談やつなぎに留まるのではなく、必要に応じて伴走型の支援が実施されたことは、相談者との支援関係の構築につながり、支援の継続性を生み、相談者の抱える問題の抜本的な改善につながる要因となりました。

一方で、よろずが相談と支援を実施する中、「相談窓口機能」を掲げる関係機関が「支援」は役割としていないとの理由から、よろずをその受け皿としてケースをつないでくるパターンも多くみられ、各相談窓口の出口としての役割を担うことが多くありました。

このことにより出口の一極化が進み、「よろず」に相談が集中し相談を受け止めきれなくなる危惧が生じており、多様な相談窓口での「支援」の実施も必要とされるところです。

相談支援実績を支えるもうひとつの要因は、生活困窮者支援の取組を推進するため構築されたネットワークにあります。

よろず運営委員会をはじめとする関係者ネットワークの構築と、ネットワークによる取り組みの推進は、高島市の生活困窮者支援を進める手法として特徴的なものです。

ネットワークが構築され、課題や取り組みについて関係機関で共有がされていることにより、相談場面での協力やつなぎなど多機関連携がスムーズに進みました。特に、福祉分野以外の関係機関も含みネットワークが構築されたことにより、他分野との連携がスムーズに行えたことは多くの成果につながりました。

一方で、よろずの周知が進むなか、本来それぞれの専門分野での支援につなぐ必要があるケースについても、初期相談に対応した相談窓口での聞き取りが十分に行われず、短絡的に「よろず」へとつなげられるパターンも多くみられようになりました。

このような場合は、よろずで聞き取りを行った後に改めて専門の窓口につなぎ直すなど、相談者の立場に立てば「たらい回し」になってしまう事も多くありました。このことから、初期相談の窓口ともなる関係機関での初期対応のあり方など、受け止めの向上も図る必要があります。

最後に、ネットワークによる取り組みの推進は、相談の課題から新たな資源を生み出すことにつながり、資源ができることにより相談支援が進むという好循環を生み出しています。今後は、地域も巻き込みより大きなネットワークの構築を図りながら、地域づくりを更に進めていく必要があります。(ネットワークによる開発的な取り組みの実績については 27 ページから紹介しています。)

## ○ 相談内容と対応の分析（領域分析と典型事例の紹介）

モデル期間も含め開設から2年半が経過し、総相談件数も254件になりました。

そこで、これまでの相談を振り返ることを目的に、相談をよろず独自に設定した領域に振分け、傾向と課題の分析を試みました。

ここでは、相談を振り返り把握された「問題」と「傾向」を事例も交え紹介しています。

なお、相談者の相談内容は多岐に渡るため、振分けに際しては相談者の抱える問題の根本原因にもとづき振分けをしています。

（図表3-4 開設からこれまでの相談の傾向）

相談領域	相談数
<b>A.借金・赤字・貸付</b>	<b>60 (24%)</b>
多重債務、滞納の整理について	23
収支バランス・浪費に関すること	18
貸付相談について	19
<b>B.引きこもり・就労支援</b>	<b>50 (20%)</b>
引きこもりに関する相談のこと	12
稼働年齢層の就労支援のこと	38
<b>C.障がい・病気・依存症</b>	<b>47 (19%)</b>
障がいのこと・障がいに関連すること	31
依存症に関連すること	4
病気等の療養に関連する家計のこと	12
<b>D.心配事・消費者トラブル相談など</b>	<b>28 (11%)</b>
心配事・生活・行政に関すること	13
消費者、金銭トラブル等に関すること	6
ご近所トラブル	4
その他	5
<b>E.高齢者の困窮相談</b>	<b>24 (9%)</b>
高齢者の就労支援のこと	6
高齢者の経済的困窮に関すること	13
成年後見制度、権利擁護に関すること	5
<b>F.家族関係・一人親</b>	<b>22 (9%)</b>
家族関係、DV、離婚に関すること	17
母子・父子家庭の経済的困窮に関すること	5
<b>G.社会援護</b>	<b>23 (9%)</b>
住居喪失、転居相談、公営住宅の利用相談について	13
生活保護受給者からの相談	10

## A 借金・赤字・貸付 60件 (24%)

### ・【30代～50代は転職や失業により、60代以降は暮らしぶりを変えられず困窮に陥る】

相談に来られる方で30代～50代の方が約半分あり、転職や失業をきっかけに住宅ローン等の債務の支払いが滞り対応できなくなる傾向があります。

また、60代以降の方については、現役時代にそれ相応の収入があり、年金の受取額も少ないものの、定年後の再就職などの見込みが外れ、想定していた収入を見込めなくなることや、現役時代の収入感覚での生活から脱却することができず債務不履行に陥る傾向があります。

### ・【債務が多重になると、合理的な判断や整理ができなくなる】

支出過多で各種支払いに滞納が生じている方について、多重に滞納や債務が発生した段階で合理的な判断が出来なくなり、誤った対応から更に生活を苦しくしてしまう傾向があります。

多くは、未払いの請求が次々と送られてくる中で、支払いの優先順位を考えることができなくなり、先方との相談でいくらか先に延ばせる支払いや分割を相談できる支払いについても、お金が入った時にまとめて支払ってしまい、結果、生活費が足りなくなりカードローン等を利用するという悪循環に陥ることが少なくありません。

### ・【カードでの支払いを多用する内、支出の感覚が麻痺し困り感が薄れる】

日常的にカードでの支払いを多用される方が、収入に対して支出過剰の状態になりやすく、カードローンやリボ払い等も利用され支払いを先延ばしする中で、債務の現状把握や認識が難しくなり、多重債務の状態に陥り相談に来られるケースが少なくありません。

この場合、債務の大きさや収入、保有資産等の状況により債務整理に至る方もあります。

また、中には生活福祉資金等の貸付を希望され相談に来られる方もあり、これまで負債に対し借り換えにより自転車操業で対応してきたが、いよいよそれも難しくなり、代わりに貸付を利用したいと相談に来られるケースが多く見られます。

このような方の傾向として、相談者の希望どおりの貸付に至らなかった時に、家計相談支援による継続相談を提案しても拒まれる傾向が見られます。

仮に、貸し付け条件をクリアされ貸付を利用された場合でも、目の前の事案が解決した途端に連絡がつきにくくなるなど、負債の根本原因の立て直しの相談にまで至らないケースが少なくありません。

家計相談支援においては、本人の家計改善の意思が重要なポイントとなりますが、本人の困り感が薄い場合や、感覚が麻痺していると有効な改善に至らず支援が途切れる傾向にあります。

### ・【世帯全体の問題把握の難しさ】

相談に来られる方の中には、自身の困り事の相談はされるものの、同居家族が様々な問題を抱えていても、そのことを明らかにせず、相談を進められる方が少なくありません。

この場合、ご自身の困り事と家族が抱える問題が深く関連していることが多く、課題解決のためには世帯員の個々の問題と世帯の全体像を把握する必要がありますが、相談者が家族のこ

とを明らかにすることに消極的なことで、根本的な課題解決になかなか繋がっていかないことがあります。

## B 引きこもり・就労支援 50件（20%）

### ・【人間関係や環境に馴染めず自信を喪失する10代や20代の若者】

10代や20代などの若い相談者に見られる傾向の一つとして、学校を卒業し就職するも人間関係につまずき、また環境に適応できず転職を繰り返す内に、自信を喪失し引きこもりがちになるという傾向が見られます。

さらに、人間関係につまずかれる方の中には、学齢期から周囲とのコミュニケーションや関係性の構築に難しさを感じておられたというケースが少なくなく、学校との連携により在学中から早期に支援を開始することで、卒業後のつまずきを上手に回避することができる可能性があります。

### ・【長年引きこもり、面会や相談を拒否する50代の支援の難しさ】

50代などの比較的高い年齢で引きこもりの状態にある方については、若年層よりもアプローチが難しい傾向にあります。

多くの相談は、家族や支援者から寄せられるものの、訪問しても本人と面会することすらできないなど、本人の支援に対する拒否感が強く接点が持てないことが少なくありません。

そのことが、更に家族の疲弊感や徒労感を大きくしているケースも多く、本人支援とあわせ、家族支援の充実も必要となっています。

また、本人と接点が持て支援に進んだ場合でも、本人の年齢による求人の少なさだけではなく、これまで支え手であった家族の高齢化により、新たに医療や介護の問題が世帯に生じるなど、本人だけではなく世帯全体の支援の調整が必要になるケースが少なくありません。

## C 障がい・病気・依存症 47件（19%）

### ・【依存症などの治療がまずは必要】

依存症のある方やその家族から、アルコール依存による体調不良で就労ができていない、ギャンブルにより家計が傾いているなどの相談があります。表出しているニーズにより就労支援や家計相談支援をと相談につながりますが、まずは依存症状に対する治療が最優先に進められるべき方がほとんどです。

### ・【癌などの疾患により仕事ができなくなり困窮する】

癌や難病などの疾患により働けなくなり経済的困窮状態に陥った方からの相談があります。

相談のほとんどは、病気に伴う体調不良等から仕事を失っており、生活費に加え、医療費や通院費等が嵩み出費が多額になることに対して、収入がほとんどない、もしくは十分ではないことから生活が成り立たず家計相談に来られます。

症状によっては、障害年金の申請に至り、いくらかの収入を得ることができるようになる方もありますが、それ以外に個人で病気に対応する医療保健等に加入していない場合、預貯金を切り崩された後に生活保護の申請に至るケースが少なくありません。

・【**発達障がいや精神障がいのある方の生きづらさ**】

発達障がいや精神障がいによる生きづらさについての相談が多く、より専門的な見地からのアドバイスや関わりが求められる場合も少なくありません。他の専門機関とも課題共有をしながら受け止めについて検討をしていく必要があります。

## D.心配事・消費者トラブル相談 28件（11%）

・【**健康や生活に関する不安**】

心配の相談では、健康や病気に関するものやそれに伴う生活上の不安から相談に来られる方が最も多く、ご近所同士のトラブルなど法律相談の紹介につながるような相談が続いています。また、道路や街路樹の管理についてなどの行政相談の類の相談があります。

・【**各窓口での受止めや対応の課題**】

これらの相談については、既に該当する相談窓口などに相談はされているものの、ご本人の不安が軽減されていないことや納得のいく答えが得られていないこと、また窓口での対応に不満を感じられ、再度よろずに相談に来られる方が少なくありません。

## E.高齢者の困窮相談 24件（9%）

・【**年金だけでは生活が不安**】

年金が少なく生活に困窮しており、就労や内職等の紹介を希望される相談が寄せられます。しかし、内職も含め高齢者向けの求人は少なく、有効な支援につながっていません。

・【**健康面への不安や将来への不安**】

現状は年金等の収入で生活を維持できているものの、健康面など、漠然とした将来への不安から、家計に関する相談に来られるケースが少なくありません

・【**高齢男性の浪費の不安**】

高齢男性からの相談では、ギャンブルやアルコールへの依存による浪費から、家計に関する相談に来られるケースが少なくありません。相談からは高齢男性の孤立や行き場所のなさ、生きがいのなさから来るストレスが依存を引き出している傾向が見られます。

## F.家族・一人親 22件（9%）

### ・【離婚や離婚に係る事件について相談したい】

離婚に関する相談が17件と多く寄せられました。

相談には、高齢の女性からの相談も見られますが、まだ小さい子どもを抱える若い世帯の離婚の相談も多く、対応が難しいケースが少なくありません。

特に、女性の場合は離婚に伴い、仕事や住居など生活全般に支援を必要とされる場合が少なくありません。

また、中には夫婦間の家庭内暴力に関する相談も3件あり、どこに相談できるのか分からないとよろずに相談に来られる方が少なくありません。

## G.社会援護 23件（9%）

### ・【住居喪失については早期発見・早期対応が重要】

住居喪失に関する相談については13件あり、失業による住居喪失の相談が3件、離婚や婚約破棄により住居を喪失するとの相談が3件。家賃滞納により退去を迫られている相談が2件、その他の相談が5件ありました。

しかし、相談に来られた時にはすでに打てる手立てがない状況に陥っている事も少なくなく、13件の内8件が生活保護制度を利用する中で、住居を確保し生活を立て直すことになりました。

このように、住居を喪失する間際ではなく、滞納が発生しはじめた時など、早期に発見し対応できるような働きかけや発見の仕組みが必要です。

## ○典型事例とそこに見える課題

(※事例は本人が特定されないよう、本質を変えない範囲で内容を加工修正しています。)

### 事例1：『就労が定着しない方の支援』

#### ●事例の概要

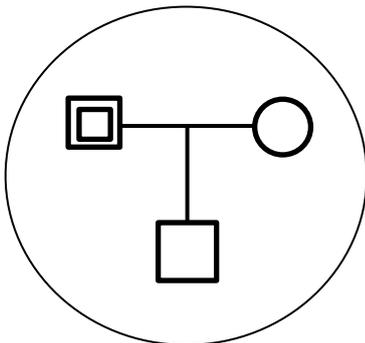
40代男性。妻と小学生の子どもの3人世帯。本人はこれまで職が安定せず、いずれも人間関係の問題や職場からの評価の低さなどが原因で離職を繰り返してきた。

夫が離職するとその都度、妻のパートタイム就労による収入のみで切り盛りして暮らしてきたが、そのたびに家賃や市税の滞納が嵩んでいった。

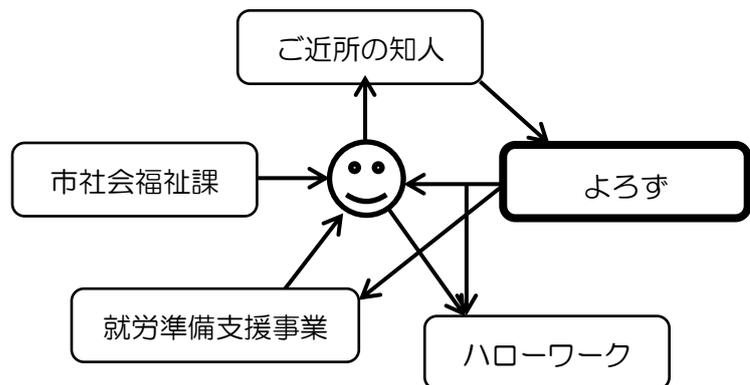
夫婦ともに親族とは折り合いが悪く、援助は求められない。

今回、再び夫が失業することになったが、妻も失業し無職であったため、電気代等の支払いも滞ることとなり、見かねたご近所の知人に連れられ夫婦で相談に来られた。

#### ●ジェノグラム



#### ●エコマップ



#### ●インタビュー・アセスメント時の本人の課題

- ・もともと人とコミュニケーションを取ることが苦手であった所に、職場での人間関係のつまづきを何度も経験され、新たな人間関係を構築することに拒否感を抱いている。
- ・過去の職歴の中で、作業能力について指摘されることが少なくなく、本人の作業能力や適応力について把握や見極めをしていく必要がある。
- ・預金もほとんどなく、滞納が発生しており、光熱水費の支払い等も難しい状況に追い込まれ始めているが、各種窓口への相談など適切な対応がとれていない。

#### ●支援の方向性

- ・まずはハローワーク等に同行しながら本人の思いと、能力や適性について把握をしていく。
- ・本人のみならず、妻についてもハローワークへの同行など就労支援を実施していく。

- ・発生している滞納の状況を本人と一緒に把握し、窓口への相談など適切な対応が行なえるよう家計相談支援も合わせて実施していく。
- ・把握された家計状況や就労の経過によっては一時的に生活保護制度の利用も検討していく。

## ●支援経過

内容	制度・サービスの利用
H28.3 知人に連れられて来所された本人夫婦と面談 ・生活状況を聞き取る中で、たちまちの食糧について必要な支援を実施する。	・緊急食糧支援として、よろず内にストックしていた、お米といくつかのレトルト食品を提供する。
H28.3 本人宅を訪問し、 <b>家計相談支援員による聞き取り</b> を実施。支払いの滞納状況などについて把握し、たちまちの対応についてアドバイスをこなう。	・よろず家計相談支援 ・市税等の担当窓口での相談
H28.4 本人夫婦とハローワークに同行し、窓口で相談を行なう。妻はいくつかの求人に応募されることになったが、本人は応募する求人を決められず終わる。	・よろず就労支援 ・ハローワーク
H28.4 妻はパートの求人に応募し採用が決まるも、本人は変わらず求人への応募に踏み切れずにおられる。	
H28.5 妻のパート収入だけでは家計が苦しく、家賃や電気代の支払いもできなくなったことから、 <b>生活保護制度の利用を進めることとなる。</b>	・生活保護制度
H28.6 就労に踏み出せないでいる本人に対し、 <b>就労支援員による職業適性検査を実施</b> し、作業能力や適性の把握を本人と一緒にこなう。	・職業適性検査
H28.6 生活保護制度の利用が決定する。また、職業適性検査の過程で、作業能力や適性に自身でも以前から難しさを感じておられたことが分かり、相談の結果、 <b>就労準備支援事業を利用されることとなる。</b>	・就労準備支援事業
H28.7 就労準備支援事業を利用され、相談員と一緒にご本人に合った仕事や働き方を模索されることとなる。	

## ●支援の効果

- ・生活保護制度を利用され生活の基盤を安定させる中で、生活再建に向かえるようになった。
- ・就労支援員の関わりや職業適性検査などの実施の過程で、ご自身が感じていた生きづらさについて客観的に見つめられ、自己理解が進むようになった。
- ・就労準備支援事業を利用し、改めて自分に合った働き方を見つめ直す事ができるようになった。

## ●事例を通じた地域課題

- ・生きづらさを感じながら失敗体験を繰り返し、完全に自信を喪失されるようになったが、実は学生時代から人間関係や作業能力に難しさを感じておられた。これに対して、学生時分など早期に相談につながっていれば、追い込まれる前に適切な支援を受けることができた。

## 事例2：『高齢夫婦の家計管理の課題』

### ●事例の概要

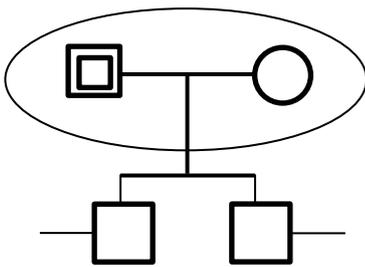
70代男性。子どもたちはそれぞれ所帯を持ち独立しており、現在は妻と二人暮らし。

これまでは、妻が家事のことや家計のことを一手に引き受け切り盛りしてきたが、難病になり介護保険サービスを受けるようになった。

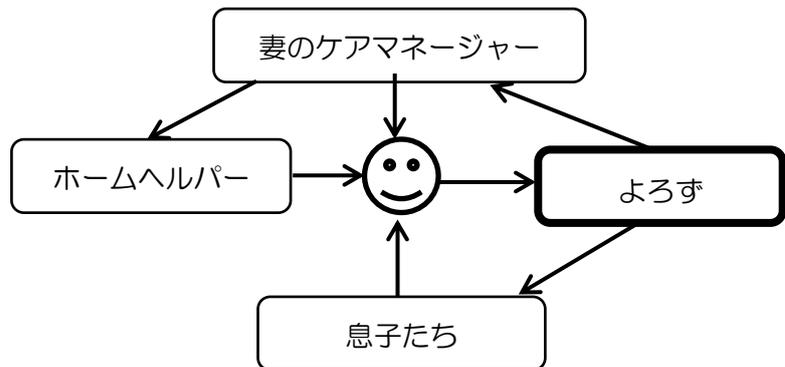
そんな妻に代わり、本人が買い物や家計の遣り繰りをするようになるが、医療費や介護費の支払いもあり、家計を上手く回すことができない。

また、自身も身体的な衰えがみられるようになり、妻のケアマネージャーから介護保険の利用を進められるようになったが、家計を助けるために何とか今からでもお金を稼げる仕事はないかと、よろずに相談に来られた。

### ●ジェノグラム



### ●エコマップ



### ●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・本人はこれまで家計のことを考えたこともないため、生活に必要な支出について知識も乏しく、収支の把握も家計表等をつけることもなく、感覚的な把握に留まっている。
- ・収入は夫婦のものを合わせると、現状の生活を維持できる水準の年金を受けていることから、使い方の部分に課題があるが、本人もそれがどの部分か分からない。
- ・本人は就労により収入を増加させることで対応しようと考えているが、年齢が高齢なことと膝が悪いなど体調的なことも含め、現実的な選択肢として難しい。
- ・別居している子どもたちは気にかけてくれている様子ではあるが、心配をかけたくないと自分たちの状況は伝えておらず、結果として孤立無援の状態を招いている。

### ●支援の方向性

- ・本人と妻から家計状況を聞き取り、家計表を作成し見える化を図るとともに、どこに課題があるのか原因を掘り下げる。
- ・本人達が高齢であることも踏まえ、夫婦だけで立て直しが難しい場合は、必要に応じて別居する家族などにも協力を呼びかけていく。

## ●支援経過

内容	制度・サービスの利用
H28.9 本人が「少しでもお金を稼げる仕事はないか」とよろずに相談に来られる。面談の中で、医療費等の支払いが負担で、家計が上手く回らないことを話される。	
H28.9 家計相談支援員が本人宅を訪問し、妻も交え話を伺い状況を把握する。また、同時に各種減免等使えるような制度サービスについての情報提供を行う。	・家計相談支援
H28.10 家計相談支援員と本人とで家計表を作成していくことになる。また、家計相談支援員からケアマネージャーに連絡し、世帯の状況やサービスの利用状況などの情報を共有する。	
H28.12 複数回の面談を重ねる中で、徐々に支出の課題が把握されるようになる。その一つが、妻が炊事をできなくなったことから、本人が出来和えの物を購入しがちになり家計への負担が大きくなっていることが分かる。	
H28.12 再びケアマネージャーと情報共有を行い、必要なサービスの見直しが行なわれ、ヘルパーによる調理の支援に加え、生協の利用と注文のサポートも行われるようになり、家計に改善が見られるようになった。	・家事援助（調理） ・生協
H29.1 それでも、少しずつではあるが赤字で預金を切り崩している状態にあり、本人とも話し合い、別居する子どもたちにその状況を隠さず相談してみるようになる。	
H29.2 本人から子どもたちに連絡を入れるのと同時に、家計相談支援員やケアマネージャーからも子どもたちに正確な状況を伝えたことで、赤字分について子どもたちから経済的な援助を得られるようになった。	

## ●支援の効果

- ・家計表を作成し、問題が把握されたことで、本人たちの精神的な安心につながった。
- ・ケアマネージャーとも連携し、課題に対し、利用するサービスの見直しで対応できるよう具体策を講じ、家計状況に改善が見られるようになった。
- ・状況を伝えることを後押しすることで、子どもたちからの援助を受けられるようになった。

## ●事例を通じた地域課題

- ・ケアマネージャーなどの立場からは家計の全容を把握できないが、早期の気づきと適切なつながりで、早期に対応できる流れを充実させていく必要がある。
- ・家族があっても孤立している状態が往々にしてあり、専門職などの第三者が関与することで再び家族としての関わりが動き出すような支援も必要とされている。

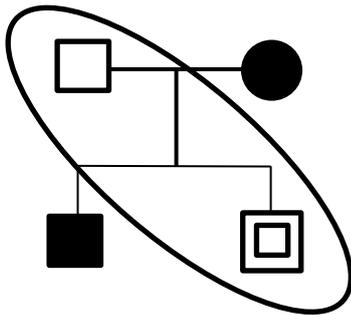
### 事例3：『認知症のある父親と同居するアルコール依存のある息子の支援』

#### ●事例の概要

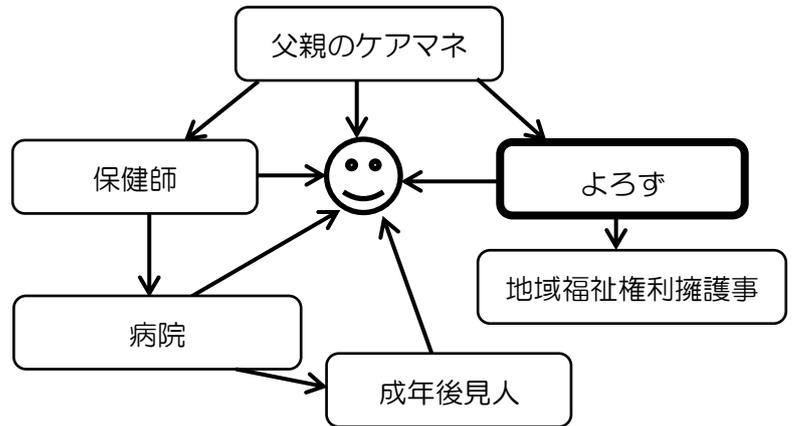
80代の父親は2年前から認知症による物忘れが顕著になり、介護保険を申請しデイサービスとホームヘルプを利用している。本人は50代の男性でその父親と同居しているが、3年ほど前に病気を患い長く勤めた職場を退職してからは、家に籠り深酒を繰り返すようになり、同じく同居していた母親が昨年死去してからはアルコールへの依存傾向がますます強くなり、自分では立て直せないほどに生活が崩れていった。

その内、デイサービスの利用料の支払いも滞るようになり、以前から家庭状況を把握していた父親のケアマネージャーから、世帯全体が困窮状態にあるのではとよろずに相談が入った。

#### ●ジェノグラム



#### ●エコマップ



#### ●インテーク・アセスメント時の本人の課題

- ・父親はコミュニケーションをとれるものの、判断能力に低下が見られ金銭管理や書類の確認等が難しい状態になっており、何らかの支援を必要としている。
- ・本人はアルコールの過剰摂取が長く続いたためか、こちらからの問いかけにもほとんどまともには答えることができないほど思考が停滞している状態になっているが、通院をされておらず、以前に保健師から通院を進められるも拒否している。
- ・世帯の収入として父親の年金があるが、親子2人が生活するには十分な額ではなく、息子の退職金を少しずつ切り崩して生活しているが、息子も同じく金銭管理ができる様子ではない。

#### ●支援の方向性

- ・父親に必要な支援として地域福祉権利擁護事業の利用について検討を行う。
- ・世帯全体の家計状況を把握し、必要な手立てを講じていく。
- ・本人がアルコール依存の治療のため精神科通院を始めるよう働きかける。

## ●支援経過

内容	制度・サービスの利用
H28.7 ケアマネージャーから本人の父親の支援についての相談と、引きこもり酒浸りの本人の状況について情報提供がある。	
H28.7 ケアマネージャーとよろず相談員、地域福祉権利擁護事業専門員とで本人宅を訪問し、父親と面談する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よろず自立相談支援</li> <li>・地域福祉権利擁護事業</li> </ul>
H28.8 父親の地域福祉権利擁護事業の利用を進めることとなり、再度父親と面談を実施し、その機会に本人とも面会をする。	
H28.9 父親が体調を崩し入院をしことで、本人の生活がままならなくなり、屋内で倒れているところを発見され本人も入院をすることになる。	
H28.10 父親は体調が回復し在宅復帰することになったが、本人については、ケアマネージャーや保健師からの働きかけもあり、アルコール治療を実施する病院に転院することとなる。	
H28.11 本人の入院時の検査から、アルコールの長期に渡る過剰摂取が原因での脳に萎縮が見られ、以前のように判断することや生活することが難しくなっている状態であることが把握される。	
H28.11 父親は地域福祉権利擁護事業を利用されるようになり生活も安定してきているが、本人の財産管理や諸手続き、病院代の支払い等に困難が生じ、成年後見制度の利用申し立てを行なうことになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度</li> </ul>
H29.2 本人は引き続き入院による治療を続けているが、本人に成年後見人が選任され、成年後見人により本人の財産管理と身上監護が行なわれるようになった。	

## ●支援の効果

- ・アルコール依存により生活が崩れ、身体や精神にも異常をきたしていた本人について、入院を機にアルコールの専門医療につなげることができ、必要な治療が開始された。
- ・父親と本人ともに必要な金銭管理の支援が入ることにより、世帯の日常的な金銭管理や財産管理がされるようになり、生活の底が抜ける事なく経済的な安定が図られるようになった。

## ●事例を通じた地域課題

- ・アルコール依存のある方について、まずは適切な治療を進める必要がある方が多く、専門職が医療につなげようとするも、本人の強い拒否感から、状況を見守る対応に陥りがちになる。専門職として、本人の体調が崩れ措置的な対応が取れるようになるまで、積極的な介入の手立てが取り難い現状が課題としてある。

## 4. 事業推進や開発的な取り組みの実績

個別の相談から把握された問題について話し合い、地域の課題として必要な取り組みを整理するとともに、出口資源開発や地域づくりへと展開するためのしくみとして、「事務局会議」・「運営委員会」・「庁内連携会議」の3つの会議体を設置しています。

また、運営委員会に部会やプロジェクトを設置し、取り組みに必要なネットワークの構築や、出口資源の開発などの取り組みを推進しました。

特に、今年度は貧困の連鎖を断つための取り組みとして「困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業」と、就労支援を推進する事業として「就労支援機関連絡会」ならびに「就労準備支援事業」の立ち上げと連携を重点事業として取り組みを進めました。

### (1) 問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

#### ①事務局会議

月1回程度開催し、よろずの共同事務局である市と市社会福祉協議会の職員とで、事業運営のための協議を行なっています。

ここでは、相談から見える課題を地域課題として分析・整理し、運営委員会や庁内連携会議での共有と協議を通じ、取り組みへと展開する際の核としての役割を担っています。

特に、公的機関である市の強みと、民間の立場としての市社会福祉協議会のそれぞれの強みを活かした分析と整理が行なわれており、高島市における事業展開の肝となっています。

#### ②運営委員会

生活困窮者の抱える問題を我が事と捉え、他機関協働のもと、市全体で取り組みを展開していくための場として運営委員会を設置しています。

このことから、庁内の福祉関連部局やハローワーク等の公的機関だけではなく、社会福祉法人やNPO法人、シルバー人材センターなどの民間機関、各分野の相談支援センター、保護司、弁護士等の幅広い分野からの参画を得て運営しています。

今年度の会議では、相談実績の共有や事業の進捗の確認から課題把握を行うとともに、「子ども・若者に必要な居場所」や「ひきこもり支援」をテーマに議論を行い、今後必要な取組の展開について意見をいただきました。

ここでの議論を受けて、次年度は「引きこもり支援」や「地域と連携した居場所づくり」等の取り組みを進めていくことになりました。

### ③庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するための、問題共有と協議の場として設置しています。

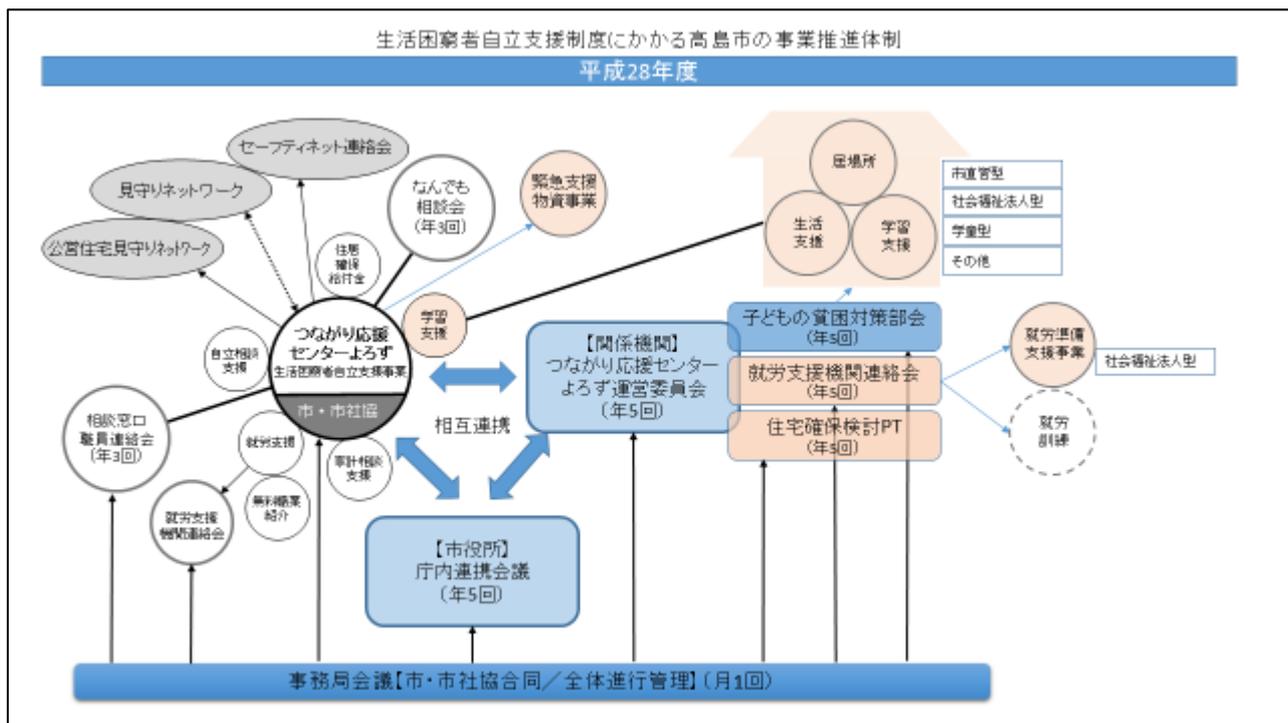
庁内の福祉関連部局だけではなく、納税課や保険年金課などの生活関連部局、また学校教育関係の部局も参加する中、よろずの相談を通じた課題共有から、庁内の体制強化のための議論が行われました。

本年度の議論から、困りごとを漏れなく受け止めるための対策として、庁内に総合相談支援部署や対策協議体の設置を進めることが提案されました。

その他にも、多重滞納の早期解決と予防的対策のため市税等収納対策本部を活用する取り組み、また、市として働きづらさを抱える人の就労を促進するため庁内での新規部署やプロジェクトの新設の必要性が提案されました。

来年度の取り組みとしては、提案されたこれらの対策の実現に向け、庁内関係部局との協議を進めていくこととなります。

(図表 4-1 平成 28 年度事業展開イメージ図)



## (2) 出口資源づくり・資源開発に関する実績

### ○子どもの支援に関する事業

#### ①高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業

昨年度の子どもの貧困対策部会での議論を受け、困窮する世帯の子どもに対して「学習支援」や「生活支援」を提供する居場所をつくる事業に取り組みました。

居場所は、市内の社会福祉法人やNPO法人、株式会社等の協力のもと、運営する福祉施設のスペースに、様々な事情により生活にしんどさを抱える家庭の子どもを受け入れ、施設の協力を得ながら「学習支援」や「生活支援」を実施しています。

#### <成果>

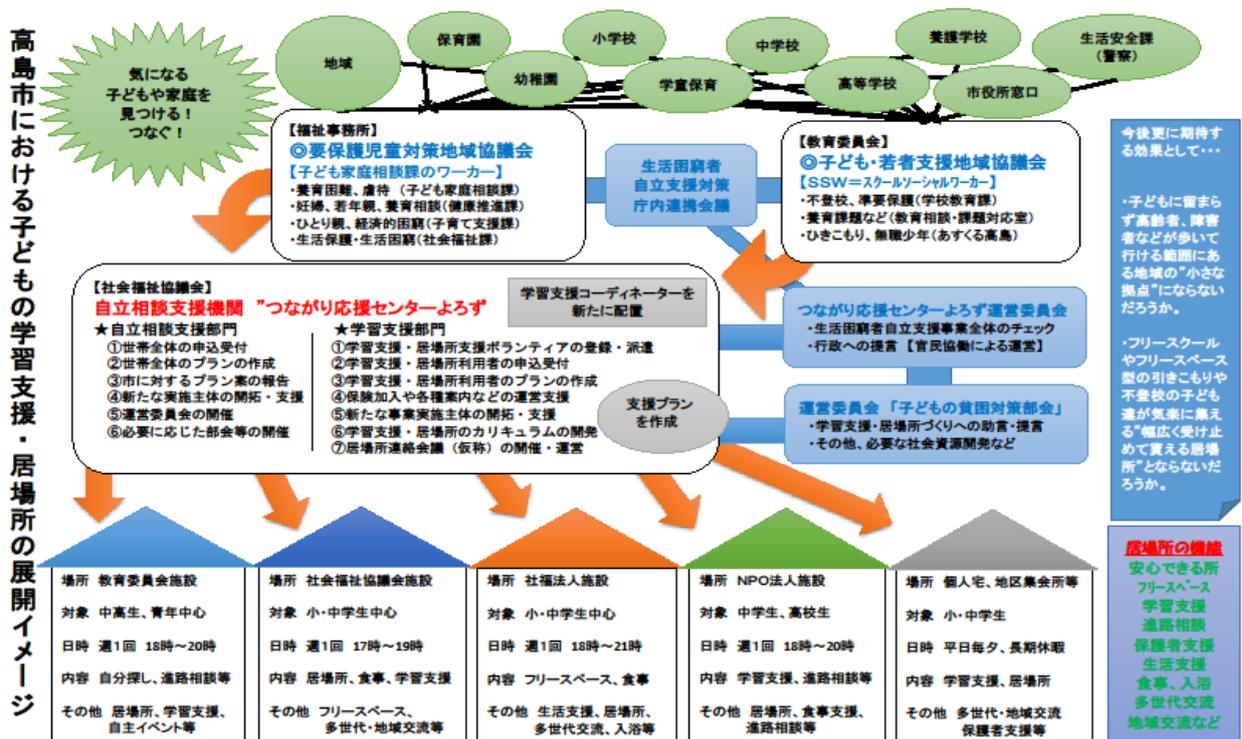
今年度は、市内3ヵ所で開設がされ、小学生9名と中学生11名、高校生3名の計23名の子どもたちが利用されました。

居場所は、いずれも週1回平日の夜に開設され、教員OBの専門スタッフや子どもに関わるボランティアスタッフの協力のもと、一人ひとりを受け止めることを大切に、それぞれの施設の強みを活かした支援メニュー（学習支援、食事支援や入浴支援等）が提供されています。

#### <課題>

次年度も、広域な高島市において旧町村域での空白地が無くなるよう、より多様な主体の協力を得ながら、居場所づくりを進めていく予定ですが、協力いただく専門スタッフやボランティアスタッフの確保が課題となっています。

(図表 4-2 高島市における子どもの学習支援・居場所の展開イメージ)



## ②子どもの貧困対策部会

昨年度に引き続き、公民の子どもに関わる関係機関・団体と子どもへの貧困の連鎖を断つことを目的に、課題と必要な取り組みについて協議を行ないました。

今年度は、部会に市社会福祉協議会のコミュニティーワーカーも参加し、取り組みを通じて地域づくりを進める展開も描きやすくなる中、「子どもの居場所」についての取り組みを進めるとともに、居場所以外に必要な取り組みについても議論を行ない、4つの問題意識と7つの取り組みにまとめました。

### <成果>

部会での共有により居場所づくりの展開において調整がスムーズになりました。

居場所以外にも必要な取り組みの検討がされ、取り組みの方向性の柱立てがされました。

### <課題>

生活困窮の視点から、子どもの貧困に軸足を置いた議論を展開し、取り組みも動き始めていますが、他の子どもに関する施策や計画、また学校教育分野などの関係機関との連動性が十分に図れておらず、それぞれの動きとなっており調整が必要となっています。

子どもの貧困対策部会 2年目の議論まとめ <今後必要な取組の方向性>

#### ○4つの問題意識

- 1) 多様な子どもの居場所づくり
- 2) 生きづらさを抱えた家庭全体の支援
- 3) 連携して子どもの力を引き出す支援
- 4) 啓発や情報交換の機会づくり

#### ○7つの取組

- ① フリースペースの実施
- ② 子ども食堂や居場所の普及
- ③ 緊急時を支える仕組みづくり
- ④ 保護者の交流の場・学集会の実施
- ⑤ 地域とつながる体験プログラムの実施
- ⑥ 体験する機会の創出
- ⑦ 学びや啓発の機会づくり

## ○就労支援に関する事業

### ①就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

就労に向けて段階的なステップを必要とする方の支援の場を協議した結果、今年度社会福祉法人虹の会が受託され、「就労準備支援ホップ」が開設されることとなりました。

ホップでは、1年間と限られた利用期間の中で、職業能力や適性の把握、強み弱みや特性などの自己理解を進め、様々なメニューを通じ自己肯定感を育みながら、今後の就労の方向性を利用者とともに模索する場として事業を実施しています。

### <成果>

繰り返し就労に失敗し自信を喪失している方や、人間関係を上手く構築することが出来なくなっている方をはじめ、これまで就労に向けた糸口が見つからなかった8名の方が事業を利用されるようになりました。

その中で、少しずつ自己の適性の把握などの自己理解が進み、4名の方が短期アルバイトをスタートされるようになりました。

### <課題>

一方で、自己理解等を進めることに時間が割かれ、1年間という短い時間の中で、なかなか就労までの道筋を描く支援の実施は難しいことが課題として挙げられます。

また、現在、事業を利用されている8名の方については、来年度中に事業の利用期間を終了されることとなりますが、その後の受皿をどのように形作っていくかが課題となっています。

このことについて、引き続き利用できる居場所の確保と、就労に向けて更にステップアップしていくための中間就労の場や、就労訓練などの機会の創出が必要です。

(図表 4-3 就労準備支援ホップの事業紹介パンフレット裏面)

#### 働き体験リスト

- \* 農業体験**  
—土づくり・花づくり 
- \* リネン体験**  
—クリーニング  
—されたタオルを整える 
- \* 販売体験**  
—パン・菓子・日用品など移動販売・店頭販売 
- \* 調理補助体験**  
—調理場での補助作業 
- \* 接客体験**  
—ウェイトナー・ウェイトレスの練習 
- \* リサイクル作業体験**  
—ペットボトル・空缶など  
—リサイクル品の処理作業 
- \* 部品加工体験**  
—大手メーカーの部品の加工作業 

体験時間は2時間程度です

#### ホップでできること

-  面接相談で自分探し  
1回50分で3回程度。  
一緒にあなたのできることを計画します。
-  ワークシステムで練習  
ワークシステムって働く練習。  
できることを探したいあなたに向く作業を見つける練習です。
-  働き体験でマッチング  
リストから選んで実習。  
担当者が同行します。
-  スキルアップ講座  
(例)  
・食育講座【献立作成、買い出し、調理、試食】  
・コミュニケーショントレーニング  
・体力づくり

あなたのニーズをサポートします

自分で決めて  
自分で実行!



#### ホップステーション (ワークシステム)

時間	スケジュール
9:00	出勤、着替え
9:05~9:15	朝の会
9:15~10:00	ワーク①
10:00~10:10	休憩
10:15~11:00	ワーク②
11:00~11:10	休憩
11:10~11:25	身体ほぐし
11:30~11:35	着替え
11:35~11:40	終りの会
11:40~12:00	ティータイム (ちよっとくつろぎましょう)

#### ワークの内容

- ・仕分け作業  
—色別・サイズ別に仕分ける・袋詰め
- ・組み立て作業  
—ボールペン組み立て・箱組み立て  
—工具を使う
- ・事務作業  
—封筒入れ・紙折り・貼る・ひもどき  
—クリップではさむ・ファイリング・穴をあける
- ・計算・読み  
—伝票・メニュー・計る、測る 

## ②就労支援機関連絡会

市内の就労支援の機能を持つ機関同士が、互いの動きや役割等について理解するとともに、就労支援における課題を共有し、連携の強化など、必要な支援のための取り組みを進めることを目的に今年度連絡会を設置しました。

ハローワーク、働き・暮らし応援センター、障がい者相談支援センターコンパス、あすくる高島などで構成され、それぞれの機関の抱える課題の共有からスタートしました。

また今年度の最終回には、中間就労の場の創出などをテーマに、市総合戦略課の担当者を招き、市総合戦略における雇用創造の取り組みなどとの連携について意見交換を行ないました。

### <成果>

それぞれの機関が抱える課題を共有する中から、今後、連携して取り組むべき課題が把握されました。

### <課題>

就労の困難さの背景に何らかの要因を抱えていると思われる方の相談支援について、関わりが必要と思われる機関へのつなぎ方が難しいなどの連携の課題があります。

また、本人の能力などにより一般就労がゴールになりにくい方についても、就労できる多様な受皿や中間就労の場の創出が必要です。

就労を進める機関同士で十分な情報共有がされておらず、動き方を整理する機会も場もない中で、事業所や企業などにそれぞれが働きかけることにより、受け止め側に混乱が生じている実態があります。

これらの課題について、引き続き就労支援機関連絡会で協議を進めていく必要があります。

## ○生活支援に関する事業

### ①住宅確保検討プロジェクト会議

失業などに伴い住居を喪失された方への支援の方策を考えるためプロジェクト会議を設置し、市や県の公営住宅担当課や民間宅建事業者、各相談支援機関、弁護士等の参加を得て協議を進めました。

協議においては特に、「保証人」の問題がクローズアップされ、社会全体で無縁や孤立が進む中で、保証人が立てられない方の問題について協議しました。

#### <成果>

協議の中で、民間の宅建事業所など、受入側の事情や課題を共有することができました。

また、一般財団法人高齢者住宅財団の家賃保証制度や、判断能力が不十分な方については成年後見制度など、既存の制度やサービスで活用できるものがあることも情報として共有され、今後の活用に向けた議論を進めることができました。

#### <課題>

民間の賃貸住宅においては、受け入れに際して、身寄りのない高齢者などに何かあった時に支援を求められるような関わりがあることの必要性が挙げられ、各相談支援機関を始めとして支援者がどのようにフォローする体制を構築していけるかという課題が整理されました。

また、公営住宅においては、条例により入居に際して保証人を要するという縛りがあり、市民の理解のもと条例を改正する必要があることが挙げられました。

今回、整理されたこれらの課題について、特に公営住宅利用における課題については、今後も継続して市担当課に提起を行なっていくことになりました。



(写真：プロジェクト会議開催時の様子)

## ②緊急支援物資による支援検討プロジェクト

一時的に困窮した状況に陥った方からの相談も寄せられる中、貸付等による金銭的な支援の条件に合わない、また手続きを経ている時間がないなど、たちまち食糧などの緊急一時的な支援を必要とされる方があります。

このことに関連して、関係機関に物資による緊急支援を必要とされる対象像や、過去に必要とされた物資について聞き取りを行なった結果、必要な物資は食糧だけではなく、相談者のライフステージや世帯状況に応じて様々であることが把握できました。

そこで、今年度まずは市社会福祉協議会内部に協議の場を設け、必要な仕組みを検討することからプロジェクトをスタートしています。

### <成果>

関係機関への聞き取りにより、必要な物資に幅広く対応できる仕組みを構築する必要性が把握されました。

ニーズが幅広く、また突発的に相談が生じることを踏まえ、限定した物資をストックしておくのではなく、必要な物資が生じた。その都度対応できるネットワークを構築するため、幅広い関係機関の理解と協力得る仕組みづくりを進める必要があります。

## ○相談を進めるネットワークづくりに関する事業

### ①相談窓口職員連絡会

昨年度に引き続き、様々な場面で相談に携わる職員が分野を超えてつながり合い、相談を漏らさないための連携を強化することを目的に連絡会を開催しました。

今年度は3回開催し、毎回30近い機関や団体から合わせて40名を超える参加がありました。

その中で、相談員同士が面識を高めることを重視しながら、多職種連携の在り方を様々な事例を通じて学び合い、連携を深める良い機会となりました。

#### <成果>

普段関わりのない機関の職員同士が知り合う機会になったことに加え、普段関わりのある機関の職員同士でも、より互いを知り合い、連携を深めあう効果が見られました。

さらに、連携を深める仕掛けとして、ワークショップを通じ参加者と「相談窓口連絡表」を作成し配布したことにより、連絡会での交流が日常の業務レベルでの連携に活かされるようになりました。

#### <課題>

現在の構成機関や構成員を定めない自由参加形式での実施については、毎回幅広い機関からの参加が得られる一方で、毎回参加者の顔ぶれが変わるなど、テーマの継続性や議論の積み上げを考えると難しさが生じ始めています。今後、参加者の募り方も含めて実施形式の検討が必要となっています。



(写真：第1回連絡会開催時の様子)

## ○ これから取り組むべきこと

これまでに紹介した相談や事業から見えた課題について、今後取り組んでいく必要のある取り組みを次のとおりまとめました。これらの取り組みについて次年度以降の事業化も含めて実施を検討していく必要があります。

### 【引きこもり支援と早期対応のしくみづくり】

- ・若い層の引きこもりは勿論、40代～50代の引きこもりがちな方で、支援を必要とする方の把握と、働きかけの取り組みを進める必要があります。まずは、関連する機関と現状把握や課題共有を行い、取り組みに向けた意見交換から進めていく必要があります。
- ・高校卒業後の就職活動や、就職した職場での躓きから自信を喪失し引きこもりがちになる方があることに對し、高校等の教育機関との連携により早期に對応が図れるよう取り組みを進めていく必要があります。

### 【対象を早期発見し、早期にアプローチを開始するしくみづくり】

- ・貸付相談や住居喪失による相談において、事態が深刻化してから相談に来られる傾向がありますが、その段階で取れる支援の選択肢は限定的なものとなります。各種支払いの滞りについて把握をできる立場の事業所や機関等と、早期発見・早期対応の必要性を共有し、連携を強めていく取り組みが必要です。

### 【当事者会や自助グループなどセルフヘルプの場の創出】

- ・様々な背景から悩みを抱え孤立を深める方が多く、同じ悩みを抱える方同士で思いを共有したり、情報を交換できたりする居場所があることで、精神的な安定につながることもあることから、必要なつながりを作れる多様な居場所の創出が必要です。

### 【精神医療や保健との連携による本人へのアプローチ】

- ・精神の不安定さや依存症など、まずは医療的なケアが最優先される状態の方からの相談も多くありますが、本人や家族の認識も薄いなど必要な医療につながっておられない場合も多く、医療や保健分野と連携したアプローチを構築していく必要があります。

### 【中間就労や就労訓練の場の開発】

- ・就労準備に向けた資源が開発される中、その次の出口づくりが課題となっています。出口としてたちまち一般就労に結びつかない方の中間就労の場や就労訓練の場の開発が必要です。

### 【地域と連携するネットワークづくり】

- ・生活困窮者支援のためのネットワークが構築され、関係機関や専門職の連携は促進されていますが、見守りネットワーク活動や小地域での居場所づくりの取り組みとの連携など、地域づくりにもつながる地域との連携を意識し促進していく必要があります。

## 5. 私たちも取り組んでいます。

本市における取り組みの特徴として、よろず運営委員会に象徴されるように多様な参加者と課題共有を図る中、様々な法人や団体が主体的に生活困窮者の支援に向けた取り組みを始められているところにあります。

ここでは、それら取り組みを始められている担当者の声を紹介します。

### ○ 社会福祉法人 光養会 の取り組み 子どもの居場所の運営

私たち光養会はかねてから、社会福祉法人として高齢者福祉に関する施設事業はもとより、地域に根差した活動に取り組み、地域やそこに暮らす家族を支える力になりたいという願いがありました。

そんな中、滋賀の縁創造実践センターの「居場所づくり小委員会」に企画員として参加し、社会の複雑化や世帯の多様化によりさびしい思いをしている、学校に行きづらくなっている子どもの問題があることを知りました。

また、県下で社会福祉法人の運営する施設が、そうした子どもを受け止める居場所として、「フリースペース事業」に取り組まれている事を知りました。

時を同じくして、高島市でも「子どもの貧困対策部会」において、貧困の連鎖の問題や子どもの居場所の必要性について協議がされており、法人・施設の思いと高島市における問題意識が合致し、「フリースペースふじの里なごみの家」を開室することとなりました。



社福)光養会 ふじの里なごみの家  
施設長 澤 和記 氏

平成 28 年 4 月から週に 1 回、フリースペースを開室し、開室当初から 5 人の子どもが継続して参加をしています。

当初こそ慣れない場で緊張する子どもの様子も見られましたが、学習や夕食、入浴の時間などの関わりを通して、今ではボランティアスタッフとして関わる大人ともすっかり打ち解け、それぞれの個性を發揮しながら、自分らしくいられる時間をすごしています。

また、最近では、その日の目標を自分で決めるなどの自主性も芽生え始めています。

そんな子どもたちの変化から感じるのは、子どもたちがこの場で、多様な人と関わり色々な価値観に気づく、また一人ひとり大切に受け止められる中で、自らを肯定できる機会を持つ、こういった体験は子どもたちの成長過程で、とても重要な体験であり、この取り組みは、子どもを受け止める以上、途中でやめる事はできない責任のあるものだと思っています。

子ども一人ひとりのためにどういう場が必要か常に考え、見直しながら、ゆっくりと丁寧に、確実に創り上げていく中で、社会福祉法人として地域に貢献していければと考えています。

フリースペースのような子どもの居場所が市内全体に拡がり、それを必要とする一人でも多くの子どもたちの温かな未来のための居場所になることを願っています。



(写真：フリースペースは、高齢者福祉施設の一角にあるスペースを活用して実施)



(写真：フリースペースで、みんなでオムライスを作っている活動の様子)



社福)虹の会 就労準備支援ホップ  
施設長 藪内 正子 氏

社会福祉法人虹の会は、障がいのある方の生活介護、就労継続支援、就労移行支援、相談事業、グループホーム、ホームヘルプ事業など、6つの事業を展開しています。

市内でも生活困窮者の就労支援がスタートする中、法人の持つ支援のノウハウを活かした取り組みができないかと思案し、平成28年4月に高島市から就労準備支援事業を受託することとなりました。

これまできっかけを掴めなかった方が、一步を踏み出す＝ホッピングというイメージから、開設する事業所の名称を「就労準備支援ホップ」と名付けることにしました。

よろずやあすくる高島、市社会福祉課などから対象者がつながり、平成29年3月現在で8名の方が本事業を利用し就労に向けた準備のための支援を受けられています。

ホップを利用されている皆さんは、在学時に躓かれ引きこもりがちになり、生活習慣から崩れてしまっている方や、精神的な不安定さを抱えながらこれまで暮らしてこられた方、家族との関係に難しさを抱えておられる方など、置かれている環境も課題の背景も年齢も性別も様々ですが、共通しているのは自己肯定感を持ってないという特徴があることです。

ホップでは、様々なワークシステムや体験就労、グループワークなどのメニューを行いながら、まずは本人と一緒に、強みや課題の把握など、本人理解を進めるための取り組みを行っています。そして、それぞれの思いや能力なども見極めながら、個別対応の中で就労準備に向けた支援を行っています。

利用者の中には通所が続かない方もおられ家庭訪問を行うこともありますが、色々と試行錯誤しながら「その人の理解は、その人を肯定的に捉えるという所からしか出発しない」ということを職員で共有しながら支援を行っています。

時には親御さんの理解と協力が必要になることもあり、家庭の中に入って支援を展開していくこともあります。中には複合的な課題を抱えている家庭もあります。本人だけではなく、家族に関わる支援者も含め、関係者で現状を共有しながら課題を整理し、役割分担をしながら働きかけていく必要性を感じています。

最後に、いわゆる「制度の狭間」で生きづらさを抱え、悩みもがいている方がたを受け止め、一緒に必要な取り組みを創造していく営みは、福祉の原点に立ち返る活動でもあると、改めてその大切さとやりがいを感じながら、引き続き本事業に取り組んでいきたいと思ひます。

# ○ NPO法人 元気な仲間 の取り組み 若者の居場所の提供

本法人を立ち上げた当初から、団体の名称にもあるように、地域が元気になるよう地域住民の目線から、助け合いの仕組みを作っていくことを目標に掲げてきました。

当然、施設をつくる際には、地域の居場所の一つとして、子どもだけ、高齢者だけ、障がい者だけではなく、地域住民としてみんなが交流できるようなコンセプトのある場づくりを目指してきました。

そんな中、小規模多機能施設の地域交流スペースを、就労を通じた社会参加などができていない孤立しがちな若者の居場所として提供するようになったのは、平成 27 年の春頃からでした。

当時のよろずの就労支援員が、あすくる高島と情報交換をしている中で、居場所を必要としている若者の存在を知り、施設のスペースの活用を持ちかけてきた事からでした。

当初は 3 名程度の若者が週 1 回集える場としてスタートしましたが、参加者の入れ替わりもあり、現在は多い時で 7~8 名の若者が集う場へと発展しています。

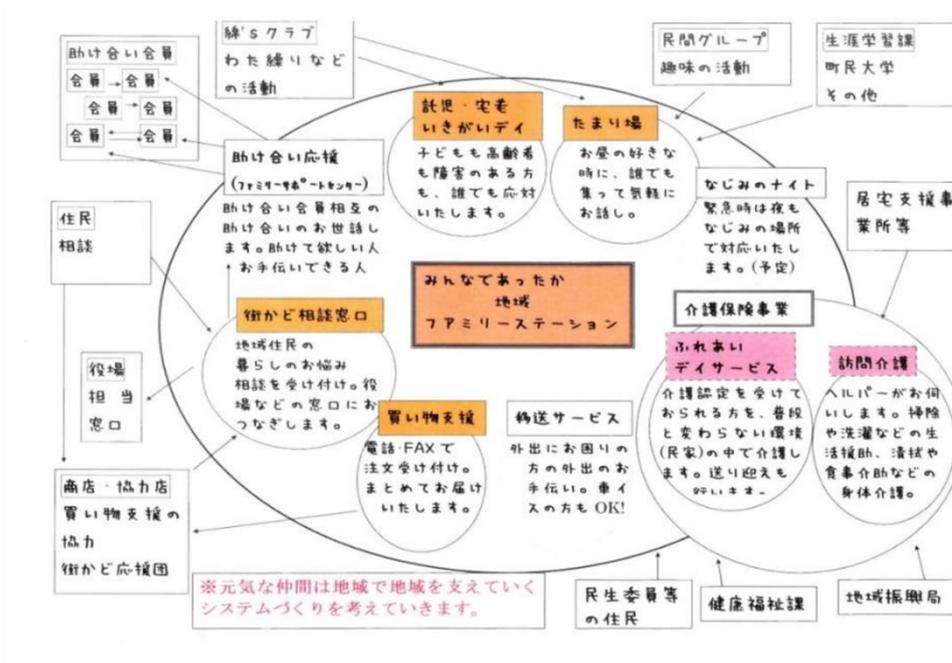
場は基本的に、利用する若者たちが自主運営しており、若者たちが共通の趣味であるカードゲームなどを通じて交流する様子を見守っています。

そんな中、昨年の施設の春祭りでは、場を利用する若者が出し物等で協力をしてくれ、助かりました。このようにこれからも支援する側とされる側を作るのではなく、みんなが活躍できる元気な地域を作っていけるよう、居場所づくりも含め取り組みを進めていきたいと思っています。



NPO法人 元気な仲間 谷 仙一郎 氏

(図表 5-1 平成 15 年頃の法人立ち上げ時に描いていたイメージ)



## 6. その他関連事業の実施実績

### ①なんでも相談会（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

保健、福祉、法律を始め、様々な分野の専門職が参加し、相談をできる限りその場で受け止め、解決に導くための出口資源の一つとして開催しました。

今年度は年3回開催する中、計34名の方が相談に来られ、「なんでも相談」できるという造りつけから、多様な相談の掘り起こしにもつながりました。

相談に来られた方のうち、なんでも相談会の利用から必要な支援につながった方が6名あり、よらずへの相談につながった方も3名ありました。

また、その場で虐待相談へと対応が切り替えられたケースもあり、相談と支援が一体となった相談会として機能しました。

### ②高島市社会福祉施設協議会地域貢献検討委員会（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

市内の社会福祉法人が加盟する高島市社会福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、国の社会福祉法人制度改革に伴い、社会福祉法人の地域貢献の在り方を検討するため「地域貢献検討委員会」を立ち上げました。

特に、生活困窮者の支援において必要な取り組みを中心に検討を行ない、「子どもの居場所づくり」や「就労訓練や中間就労の場の創出」などを議題に議論を重ねました。

そこから、実際に「子どもの居場所づくり」に手を挙げられる法人や、「就労訓練の場づくり」などについて検討を始められる法人もありました。

委員会は、来年度も存続させ継続して議論を行なうこととなり、さらなる出口資源の創出に向け、社会福祉法人の果たせる役割について検討を続けることとなりました。



（写真：高島市社会福祉施設協議会地域貢献検討委員会の会議の様子）

### ③広報

- (1) 高島市社協広報『しふくのふくし』  
2016年5月号「子どもの居場所づくり、はじまっています！」  
2016年7月号「住宅確保検討プロジェクト～生活困窮者の住宅確保についての話し合いがスタートしました～」
- (2) 高島市広報『広報たかしま』  
2016年12月号「あなたの「困り事」解決に向けて相談してみませんか？」

### ④職員研修

- ・ 内部研修「近畿財務局多重債務相談窓口学ぶ、多重債務整理について」  
日時：平成28年4月26日午後1時半～3時  
場所：高島市役所高島支所2階大会議室  
主催：高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課生活支援グループ
  
- ・ 外部研修「自立相談支援事業にかかる研修会」  
日時：平成28年9月14日午前10時～午後4時  
場所：滋賀県立長寿社会福祉センター介護実習室  
主催：滋賀県／滋賀県社会福祉協議会
  
- ・ 外部研修「自立支援事業担当者研修会および家計相談支援事業情報交換会」  
日時：平成29年3月23日午前10時～午後4時15分  
場所：滋賀県立長寿社会福祉センター  
主催：滋賀県／滋賀県社会福祉協議会
  
- ・ 外部研修「がん患者の家計プラン研修会『病院、地域で療養する人々の経済的課題を見据える』」  
日時：平成29年3月24日午後1時半～4時半  
場所：コラボしが21 3階中会議室  
主催：同志社大学社会学部社会福祉学科

# 巻末資料

## ○高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 高島市生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働の仕組みを検討し、地域全体で包括的な支援体制を確保するため、高島市生活困窮者自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。

- (1) 自立相談支援機関の運営に関すること。
- (2) 生活困窮者の状況の把握
- (3) 生活困窮者支援に関する課題の共有
- (4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築
- (5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりの検討
- (6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携、高島市行政への提言
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 社会福祉に関する学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 保護司
- (4) 民生委員
- (5) ボランティア福祉学習センターの職員
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 高齢者福祉サービス事業者
- (8) 救護施設事業者
- (9) 大津公共職業安定所高島出張所の職員
- (10) たかしま市民協働交流センターの職員

(11) 滋賀県社会福祉協議会の職員

(12) 高島市の職員

(13) 高島市教育委員会の職員

(14) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の期間は、2年とし、再任されることを妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、高島市健康福祉部長および高島市社会福祉協議会会長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めることができる。

(部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局をおく。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# ○平成28年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

(平成28年10月1日現在、敬称略)

	お名前	ご所属
高島市福祉のまちづくり推進委員会		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 神戸学院大学 総合リハビリテーション学部 教授
2	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長
3	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
当事者・支援団体		
4	山本 良子	NPO法人リバティール・ウィメンズハウス・おりーぶ 理事長
関係機関・団体		
5	一圓 守造	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
6	山下 晏叶子	高島市障がい者相談支援センターコンパス センター長
7	河原田 良明	社福) 大阪自彊館 第3事業部長/救護施設 角川ヴィラ施設長
8	伴 英治	社福) ゆたか会 清湖園 施設長
9	野田 隼人	高島法律事務所 代表弁護士
10	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
11	串谷 浩	大津公共職業安定所高島出張所 就職促進指導官
12	橋本 多絵	湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
13	川添 宏司	公益社団法人 高島市シルバー人材センター 所長
14	藪内 正子	社福) 虹の会 就労準備支援ホップ 施設長
行政機関		
15	多胡 重孝	子ども・若者支援センターあすくる高島 所長
16	北村 かおり	高島市 健康福祉部 子育て支援課 参事
17	小川 祥枝	高島市 市民生活部 生活相談課 参事
18	西川 孝史	高島市 健康福祉部 地域包括支援課 主任 (社会福祉士)
社会福祉協議会		
19	高橋 宏和	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当課長

◎委員長

事務局	枝 秀樹	高島市 健康福祉部 次長 (兼 社会福祉課 課長)
	川崎 弘	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主監
	山村 栄治郎	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主任
	井岡 仁志	高島市社会福祉協議会 事務局長
	河野 みゆき	高島市社会福祉協議会 ふくしのまちづくり推進課 課長
	杉島 隆	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろずセンター長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず主任相談員
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 相談員
	西野 一道	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 相談員
	八坂 麻美	高島市社会福祉協議会 つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター

## ○よろず運営委員会開催スケジュール

回数	日時	会場	内容
第1回	平成28年5月19日 午後1時半～4時	社協本部 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度年次レポートについて</li> <li>参加者の立場からの課題共有（グループワーク）</li> </ul>
第2回	平成28年7月7日 午後1時半～4時	市観光物産 プラザホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度事業の進捗状況報告</li> <li>ニーズの掘り起こしとアウトリーチについて検討（グループワーク）</li> </ul>
第3回	平成28年10月21日 午後1時半～4時	社協本部 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度事業の進捗状況報告</li> <li>前回議論のまとめについて</li> <li>あすくる高島「今を生きる子ども・若者理解と、歩みの段階に応じた居場所機能」について講演と協議</li> </ul>
第4回	平成29年1月13日 午後1時半～4時	市観光物産 プラザ2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績の報告</li> <li>平成28年度事業の進捗状況報告</li> <li>前回議論のまとめについて</li> <li>引きこもり支援の今後について</li> </ul>
第5回	平成29年3月6日 午後1時半～4時	市観光物産 プラザ2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の活動報告</li> <li>次年度に向けた意見交換</li> </ul>

## ○高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

平成26年12月19日

告示第196号

改正 平成27年4月1日

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

- 2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 議長に事故あるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることが出来る。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

総務部税務課
総務部納税課
政策部企画調整課
市民生活部市民協働課
市民生活部生活相談課
環境部環境政策課
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部保険年金課
健康福祉部長寿介護課
健康福祉部地域包括支援課
健康福祉部子ども局子育て支援課
健康福祉部子ども局子ども家庭相談課
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
土木上下水道部都市計画課
土木上下水道部上下水道課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育総務部学校給食課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部青少年課
高島市民病院事務局医事課
高島市社会福祉協議会地域福祉課

## ○市内連携会議開催スケジュールと内容

回数	日時	会場	内容
第1回	平成28年6月17日 午後1時半～4時	市観光物産 プラザ2階 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立支援事業と本会議の趣旨説明</li> <li>昨年度の経過と今年度の取組について</li> <li>生活困窮者自立支援事業の相談実績について</li> <li>意見交換</li> </ul>
第2回	平成28年7月7日 午前10時～12時	市観光物産 プラザ2階 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演「困窮事業から見える自治体の方向性」 講師：神戸学院大学 藤井博志 教授</li> <li>意見交換</li> </ul>
第3回	平成28年9月9日 午後1時半～3時半	市観光物産 プラザ 2階研修室	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を漏れなく受け止めるために必要な取組について（協議）</li> <li>多重滞納者に対する支援の方策について（協議）</li> <li>就労支援について市ができること（協議）</li> <li>包括的支援体制の構築に必要な取組について（協議）</li> </ul>
第4回	平成28年10月7日 午後1時半～3時半	市観光物産 プラザ2階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> <li>困り事を支援につなぐための対策について（協議）</li> <li>多重滞納者に対する支援の方策について（協議）</li> <li>就労支援について市ができること（協議）</li> <li>包括的支援体制の構築に必要な取組について（協議）</li> </ul>
第5回	平成29年1月20日 午後1時半～3時半	市観光物産 プラザ2階 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間の議論の総括</li> <li>総合相談機能についての意見交換</li> </ul>

## ○高島市困窮世帯の子どもに対する学習・生活等支援事業実施要領

### 1 目的

本事業は、生活保護世帯および生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、健全な育成環境を維持することが困難な世帯で育つ子どもおよび保護者に対して、学習支援やその他の教育支援および生活支援を実施するとともに、子どもの居場所を創出することによる社会参加を支援することにより、対象者にあった将来の進路選択の幅を広げ、経済的・社会的に自立した生活を送れるようにすることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体（以下「運営法人」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる者であって、市内に住所を有する者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (2) 生活困窮状態にある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生および高校生ならびにその保護者
- (3) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者

### 4 事業内容

本事業は、次の各号に掲げる取り組みを実施するものとする。

- (1) 学習支援 高等学校等への進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけおよび学び直しを行うための居場所の提供
- (2) 生活支援 食事やあいさつなど日常生活習慣の形成、幅広い年齢層との触れ合いによる社会性の育成および安心して通える居場所の提供
- (3) 相談支援 個別の進路相談や保護者への養育に必要な情報および進学に必要な奨学金などの社会資源情報の提供
- (4) その他、貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

## 5 実施方法

運営法人は、次の各号に掲げる実施方法に基づき、事業を実施するものとする。

- (1) 事業の企画・運営、学習・生活等支援専門員（以下「専門員」という。）および学習・生活等支援ボランティア（以下「ボランティア」という。）の募集・選定、資材や教材の作成・選定、日時の調整等を行うコーディネーターを1名以上設置する。
- (2) 実施場所において対象者と中心的に関わる役割を担うとともに、ボランティアへの助言・指導を行う専門員を各実施場所ごとに1名以上配置する。
- (3) ボランティアの募集を行い、各実施場所の対象者数に応じて必要なボランティアを選定して配置する。
- (4) 本事業の実施場所は、市内の施設であって、第1条の目的を達成するために適切な場所とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。
- (5) 本事業の実施日時は、原則として年末年始および祝日を除く毎週特定の曜日の夕方から夜間の3時間程度とし、高島市と運営法人が協議して定めるものとする。なお、実施時間内に支援状況の引継ぎ、支援方法の検討等を行うことが出来るものとする。
- (6) 運営法人は、前各号の規定にかかわらず、高島市と協議の上、必要に応じて事業を追加することが出来るものとする。

## 6 利用の申込

本事業の利用を希望する対象者は、事前相談、実施場所の見学を行い、高島市子どもに対する学習・生活等支援事業参加申込書兼同意書（第1号様式）を、運営法人を通じて市長に提出するものとする。

## 7 事業の利用料

利用料は、無料とする。ただし、本事業において提供されるプログラムのうち、食材料費等の実費相当分を負担するものとする。

## 8 学習・生活等支援専門員およびボランティア

運営法人は、専門員およびボランティアを希望する者のうち、適任者を選定して登録管理するものとする。

- (2) 専門員、ボランティアに対して、事業実施にあたり必要な知識や技術等を習得するための研修等を実施する。

## 9 保険

運営法人は、専門員、ボランティアおよび対象者についてボランティア保険等に加入させるものとする。

## 10 留意事項

(1) 事業の実施にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号。）」などの関係法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知を参照することとする。

また、滋賀の縁創造実践センターが推進する「遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業」および「社会福祉施設を活用した支援を要する子どもの夜の居場所フリースペース事業」など関連性の高い事業との連携を必要に応じて図るものとする。

(2) 本事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は、事前に本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

(第1号様式)

## 高島市子どもに対する学習・生活等支援事業

### 参加申込書兼同意書

さんかしゃしめい 参加者氏名 (ふりがな)	しょぞくがっこう なまえ 所属学校等の名前	びこう 備考 (アレルギー等)

保護者氏名： \_\_\_\_\_ (続柄： \_\_\_\_\_)

住所：〒 \_\_\_\_\_ 高島市 \_\_\_\_\_

連絡先：① \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) ② \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

#### 【学習・生活等支援に望むこと】

(宛先) 高島市長

- 1 高島市子どもに対する学習・生活等支援事業に参加することに同意します。
- 2 本事業を利用するにあたり、高島市や高島市自立相談支援機関が学校等の関係機関と連携し、世帯員の個人情報を共有することに同意します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名： \_\_\_\_\_ ㊟

## ○平成28年度 子どもの貧困対策部会 開催要項

---

### ●開催の背景

厚生労働省が平成26年に発表した「グラフでみる世帯の状況\_国民生活基礎調査(平成25年)の結果から」によると、現在18歳未満の子どものいる世帯の6世帯に1世帯が相対的貧困にあり、社会において当たり前とされる生活ができない状態にあること、またひとり親世帯の子どもの半数以上が、貧困状態にあること等が示されている。また生活保護を受けている家庭で育った子どものうち、25%が大人になって再び生活保護を受給するという調査結果もあるように、貧困の連鎖と呼ばれる状況が問題となっている。また両親がいる家庭においても雇用条件が厳しく、両親が失業あるいは非正規労働である世帯の子どものも多く、子どもへの児童虐待件数も年々増加している等、子どもや家族をめぐる問題は多数把握、報告されている。

高島市においても人口減少の中で、ひとり親家庭の問題、世帯の単身化などにより同様の問題が懸念されるほか、不登校やひきこもりなど、子どもや若者に関する課題が存在している。

こうした課題に対応すべく、高島市では平成25年から生活困窮・社会的孤立の問題について関係機関が協議を重ねてきた。

子どもの貧困対策について考える際、困難を抱える世帯に対して日々支援を担う行政部署のみならず、そうした課題に関心を向ける関係機関や任意団体、住民の方々等とも協力して取り組む必要がある。このことは、平成27年度からつながり応援センターよろず運営委員会に「子どもの貧困対策部会」を設置し、集中的に協議を進めてきた。今年度も引き続き当部会を開催し、子どもの居場所に取り組む実施主体や関係機関等と情報共有を図る場とするとともに、具体的な対策を協議する協働のプラットフォームとして継続発展させていく。

### ●部会の趣旨

#### (1) 高島市における子どもの貧困対策としての取組状況の共有

- ・子どもの貧困対策の取組について、取組実践主体からの進捗報告等を受け、事業運営や対象世帯・世帯を取りまく環境等について情報を共有する。

#### (2) 子どもの貧困対策の取組を通して見えた問題整理

- ・子どもの居場所等の実践から見えた子どもや世帯、地域の問題を集約・整理し、対策に向けて協議する。

### ●主 催 (共催) 高島市・高島市社会福祉協議会

## ○平成28年度 子どもの貧困対策部会参加者名簿

(敬称略)

	氏名	所属
1	村井 琢哉	特定非営利活動法人山科醍醐こどものひろば 理事長
2	白井 恵美子	社福) 近江愛隣会愛隣保育園 園長
3	和治 佐代子	特定非営利活動法人子育てサポートきらきらクラブ 代表
4	是永 宙	ECC学園高等学校
5	岩本 典章	今津町松陽台区 “小学生教室”
6	梅村 頼子	安曇川町藤江区 “子どもの家”
7	澤 和記	社会福祉法人光養会ふじの里
8	提中 雅美	子ども・若者支援センター “あすくる高島” 相談・支援員
9	内藤 孝	高島市教育委員会事務局学校教育課 主監
10	鈴木 秀一	スクールソーシャルワーカー (高島圏域担当)
11	坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長
12	林 実央	社福) 滋賀県社会福祉協議会滋賀の縁創造実践センター主事
13	尾中 純	高島市健康福祉部子ども家庭相談課 主査
14	兼田 香織	高島市健康福祉部 子育て支援課 主任
15	八田 洋子	高島市教育委員会事務局青少年課 青少年育成推進委員
16	立岡 孝子	高島市母子福祉のぞみ会
17	熊谷 もも	高島市議会議員
18	早川 百合子	高島市社会福祉協議会在宅サービス推進課地域密着型サービスG係長
オブザーバー		
19	吉田 和浩	社会福祉法人ゆたか会 さわの風 施設長
20	橋本 圭子	子育て支援グループサンサン
事務局		
	枝 秀樹	高島市健康福祉部次長 / 社会福祉課 課長
	川崎 弘	高島市健康福祉部社会福祉課 主監
	山村 栄治郎	高島市健康福祉部社会福祉課 主任
	井岡 仁志	高島市社会福祉協議会 事務局長
	河野 みゆき	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課 課長
	杉島 隆	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課生活支援G係長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課 生活支援G主任
	八坂 麻美	高島市社会福祉協議会ふくしのまちづくり推進課 生活支援G

## ○子どもの貧困対策部会：5回開催

回数	日時	会場	内容
第1回	平成28年6月14日 午後10時～12時	市観光物産 プラザ会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度の振り返り</li> <li>・「FS ふじの里なごみの家」の進捗報告</li> <li>・今年度の部会の持ち方と取組予定について</li> <li>・子どもの居場所の今後の展開について（協議）</li> <li>・公営住宅等見守りネットワークプロジェクト紹介</li> </ul>
第2回	平成28年8月30日 午後1時半～3時半	市観光物産 プラザ会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所運営の進捗と今後の取組について</li> <li>・子どもの居場所の種類と捉え方について</li> <li>・各種研修の実施について</li> <li>・「滋賀のひとり親家庭子育て実態調査報告」</li> <li>・「子どもの貧困対策 これから必要な15の視点」</li> <li>・高島市において着手すべき事について（協議）</li> </ul>
第3回	平成28年10月31日 午後3時半～5時半	市観光物産 プラザ会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所事業について報告</li> <li>・事務局から「4つの重点事項（案）」を提案</li> <li>・事務局提案についてグループで意見交換（・会議終了後懇親会を実施。）</li> </ul>
第4回	平成28年12月15日 午後3時～5時	市観光物産 プラザホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所事業について報告</li> <li>・部会での取り組みについて協議</li> </ul>
第5回	平成29年2月16日 午後1時半～3時半	市観光物産 プラザ会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの居場所事業について報告</li> <li>・次年度からの具体的取組について協議</li> </ul>

## ○高島市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領

### 1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識、技能等が不足しているだけでなく複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由により直ちに一般就労に向けた準備の整っていない生活困窮者（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。）および生活保護受給者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一括して支援することにより、就労による自立の支援促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、高島市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他高島市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業対象者

本事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する生活困窮者および生活保護受給者であって、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）第4条に定める要件を満たす者とし、高島市生活困窮者自立相談支援事業実施要領に規定する事業を実施する高島市自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」（以下「自立相談支援機関」という。）が作成した支援の種類および内容等を記載した自立支援計画に基づき、就労準備支援を受けることが適当と判断された者とする。
- (2) 前項に掲げるもののほか、市長がこの事業における支援を受けることが必要と認める者とする。

### 4 事業内容

事業の実施にあたっては、次に掲げる事項について当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成および見直し 支援を効果的、効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した

就労準備支援プログラムの作成および支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行うこと。

- (2) 日常生活自立に関する支援 社会参加に必要な生活習慣の形成および回復のため、定時に起床し、出勤する習慣付けを行うこと、短時間の軽微な業務を通じた挨拶や言葉遣いなどの訓練を行うことおよび自らの健康および生活管理を行う意識の醸成を行うこと。
- (3) 社会生活自立に関する支援 就労の前段階として、社会的なつながりの重要性の認識および就労意欲の喚起を図るため、訓練を受けている者同士が協力して業務を行うことおよびボランティア活動への参加等の訓練を行い、社会参加能力の習得を目指すこと。
- (4) 就労自立に関する支援 継続的な就労経験の場を提供し、一般就労に向けた技法および知識の習得、公共職業安定所の利用方法、面接の対応方法等の訓練を行うことおよび就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指すこと。

## 5 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、法令および厚生労働省からの事業運営に関する通知、特に「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照することとする。
- (2) 相談支援にあたっては、「就労準備支援事業の手引き」および「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することとする。
- (3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえることとする。

## ○平成 28 年度 就労支援機関連絡会開催要項

### ・開催趣旨

高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成 27 年 4 月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

### ・実施内容

- ①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有
- ②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

### ・構成機関

高島公共職業安定所高島出張所  
働き・暮らし応援センター  
あすくる高島  
障がい者相談支援センターコンパス  
高島市社会福祉課  
つながり応援センターよろず

### ・開催日程

年 3 回程度開催

### ・主催

つながり応援センターよろず（事務局：高島市、高島市社会福祉協議会）

## ○就労支援機関連絡会構成メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	串谷 浩	大津公共職業安定所高島出張所
2	橋本 多絵	湖西地域働き・暮らし応援センター
3	提中 美穂	高島市障がい者相談支援センターコンパス
4	杉原 優	あすくる高島
5	川崎 弘	高島市社会福祉課
6	山村 栄治郎	高島市社会福祉課
7	杉島 隆	高島市社協つながり応援センターよろず
8	松本 道也	高島市社協つながり応援センターよろず
9	西野 一道	高島市社協つながり応援センターよろず

## ○就労支援機関連絡会

回数	日時	会場	内容
第1回	平成28年10月14日 午前10時～12時	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者紹介</li> <li>連絡会の趣旨の説明</li> <li>各機関の状況と感じている課題の共有</li> </ul>
第2回	平成28年12月9日 午前10時～12時	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀障害者職業センター事業説明と質疑応答</li> <li>各機関の状況と感じている課題の共有</li> <li>部会での協議の柱立てについて</li> </ul>
第3回	平成29年2月28日 午前10時～11時半	新旭 やすらぎ荘	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の新たな取組について情報共有</li> <li>総合戦略ソーシャルファーム事業について</li> <li>意見交換</li> </ul>

## ○平成 28 年度 住宅確保検討プロジェクト会議 開催要領

### ・趣 旨

平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援事業を通じて、高島市における経済的困窮や社会的孤立の状態にある方の住宅確保の問題が顕在化しています。

高齢者や障がい者、子育て世帯などを中心に、住宅確保に配慮を要する方の課題を「住まい」に関わる公民の関係者と検討し、課題解決の取り組みへと結びつけることを目的にプロジェクト会議を開催します。

### ・議 題

「保証人が立てられない、低収入で低家賃の物件しか利用できない方の住宅確保。」

- ・民間住宅の課題と考えられる手立て
- ・公営住宅の課題と考えられる手立て

### ・委 員

市内不動産業者  
市都市計画課  
県土木交通部住宅課  
弁護士  
障がい者相談支援センターコンパス  
市地域包括支援課  
市社会福祉課  
よろず

### ・内 容

年 4 回開催し、以下の点について協議・検討を行う。

- ①高島市における住宅確保要配慮者について問題共有
- ②住居確保、住居提供上の課題について意見交換
- ③課題解決に向けた方策・手立てについて検討
- ④具体的な取り組みについてとりまとめ

### ・主 催

高島市／高島市社会福祉協議会（つながり応援センターよろず事務局）

## ○住宅確保検討プロジェクト会議メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	野田 隼人	高島法律事務所弁護士
2	梅村 恵子	株式会社梅久
3	奥谷 繁道	弘徳興業株式会社
4	提中 美穂	高島市障がい者相談支援センターコンパス
5	青谷 守	高島市市民協働課 課長
6	山下 一博	高島市都市計画課 参事
7	赤崎 将巳	高島市都市計画課 主任
8	岸 かおり	高島市地域包括支援課 主事
9	井上 徹彦	滋賀県土木交通部住宅課

### 事務局

No	氏名	所属
1	枝 秀樹	高島市健康福祉部社会福祉課 課長
2	川崎 弘	高島市健康福祉部社会福祉課 主監
3	山村 栄治郎	高島市健康福祉部社会福祉課 主任
4	杉島 隆	高島市社協 よろず センター長
5	松本 道也	高島市社協 よろず 主任相談員

## ○住宅確保検討プロジェクト

回数	日時	会場	内容
第1回	平成28年7月20日 午後9時半～11時半	市観光物産プラザ 2-A 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>部会の設置の経緯説明と目的の共有</li> <li>関連する法制度の整理と説明</li> <li>課題共有</li> </ul>
第2回	平成28年9月13日 午前10時～12時	市観光物産プラザ 2-A 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回の振り返りと第2回の論点整理</li> <li>住宅確保(民間住宅)のための制度・施策について(情報共有)</li> <li>民間賃貸住宅利用における問題と手立てについて(協議)</li> </ul>
第3回	平成28年10月18日 午後1時半～3時	市観光物産プラザ 2-A 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回の振り返りと第3回の論点整理</li> <li>県内公営住宅の現状と市営住宅の現状について(情報共有)</li> <li>公営住宅利用における課題について(協議)</li> </ul>
第4回	平成28年11月22日 午前10時～11時半	市観光物産プラザ 2-A 会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回までの議論の総括について</li> <li>3回の議論から残された課題について協議</li> <li>全体のまとめ</li> </ul>

## ○相談窓口職員連絡会開催要項

### ・趣 旨

本市における地域ケアネットワーク構築の柱として、住民主体の見守りネットワーク活動の推進が図られている所であるが、これをバックアップするための専門職のネットワークの強化や連携の促進を進めていく必要がある。

生活困窮者自立支援事業がスタートし、本市においても生活困窮・社会的孤立の問題を切り口に、いわゆる「制度の狭間」の問題に取り組み、支援を必要とされる方が漏れることのないよう重層的包括的な支援の構築が図られていくこととなった。

その取り組みの一環として、現場レベルの職員を対象とした「相談窓口職員連絡会」を立ち上げ、相談窓口の最前線に立つ支援者が相談分野を超えて横につながり合うことで、相談を漏らさないための体制を構築することを目指す。

また、連絡会に学びの要素を加え、多職種連携のあり方や様々な事例について学ぶ機会を持つことで、多様化、複合化する相談に対応するためのスキルアップを図る場となるよう取り組む。

最後に、支援者同士が気軽に相談を持ちかけられる機能（交流会としての機能）もつけ加えることで、課題の抱え込みやそれによる疲弊の軽減を図るよう、支援者のための支援の場ともなるよう取り組む。

### ・主 催

つながり応援センターよろず（事務局：高島市・高島市社会福祉協議会）

### ・対 象

高島市内の相談窓口職員並びに福祉関係施設・事業所職員 ほか

### ・ねらい

- ①つながり応援センターよろずの相談から見えた課題共有を行う  
(→よろず運営委員会での課題整理を各相談機関の現場レベルと共有)
- ②相談援助を行う専門職として価値観を共有する
- ③相談援助を行う専門職としてスキルアップする
- ④相談支援現場職員同士のネットワークを形成する
- ⑤相談支援現場職員同士での情報共有・意見交換を通じて相互理解を深める

## ○相談窓口職員連絡会

回数	日時	会場・参加者	内容
第1回	平成28年7月27日 午後1時半～3時半	市役所高島 支所大会議室 参加者46名	「ワークショップと学びと交流」 ・相談連絡表づくり ・相互理解を深めるワークショップ
第2回	平成28年8月29日 午前10時～12時	安曇川公民館 視聴覚室 参加者40名	「相談を上手につなげる・ひろがるワンランク上の コーディネート術」 ・複合多問題を見極めるワークショップ ・連携の阻害要因を考えるワークショップ
第3回	平成29年3月9日 午後3時～5時	エルブライト寿 行苑 参加者54名	「いま改めて、貧困の問題を考える」 ～大阪しあわせネットワークによる社会貢献事業の取組～ ・講演と報告



本書の内容については、  
ホームページからご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>